

## 第十一編 農村問題

### 概 説

昨大正十年の凶作を機として始めて燎原の火の如く全國の田園を席捲したる小作人の運動は、本年度に入りてはその組織を整備し、その戦術を鮮銳にして益々猛烈に地主に殺到した。かくて都會に於ける労働争議が、財界不況の爲めに、専ら資本家の攻勢にその端を發し、労働者の慘敗にその局を結んだのに對し、田園に於ける小作争議は、徹頭徹尾小作人の積極的運動とその勝利とに終止し、前者に對して顯著なる對照を爲した。之に基いて農村に於ける問題は非常に複雑且つ深刻となり、又從つて農村に關する論議は空前の盛況を呈した。これが本年度農村問題の面目である。

先づ第一に注意すべきは農村に於ける組合運動の組織發達である。本年四月九日第

組合が次第にその組織と規模の見るべきものを見しつゝあることは顯著なる事實である。

かくの如くにして、小作人運動の組織は本年度に於て飛躍的發達を示したのであるが、然らばその戦術は如何。從來小作人の用ひたる最後の威嚇手段は小作地返還の聲明であつた。然るにそれが或場合小作人の立場を失はしむることを悟つて以來、彼等は耕地を返さぬことゝし、その同盟を敢行することゝなつた。即ちその戦術が本年度に於て、消極的の耕地返還より積極的の不納同盟に進轉したのを我々は見るのである。尙先きに一言したるが如く要求の目標を各地に於て、統一的に永久三割減と爲し以てこれを威力あるものたらしめた點に於て我々の注目に値する。

力範圍とも見るべきは、岡山・群馬・大阪兵庫、京都等の數府縣に限られてゐる。但人の運動は各地に於て殆んど百戰百勝の概があつた。永久三割減の要求をその儘に貫徹した所は少なかつたが、しかし永久一割

五分乃至二割五分減で解決した所は隨分多かつたのである。勿論紛争の儘越年したものが相當にあることは今改めて云ふまでもないことであらう。

小作人運動の組織と威力の増進に伴つて、これが対策は地主側及び爲政者にとつて愈々緊急事となつた。例の農商務省小作制度調査委員會は昨年度に於て小作制度等に關する二三の調査の結果を發表したる以外、今日に至る迄殆んど何等爲すところがない。一時尊のあつた小作法案も地主側の反対を慮つて自滅したやうである。それに代つて小作爭議調停法案を先づ議會に提出すべく準備したが、之れに對しても既に小作人的一部に猛烈な反対が現はれてゐる。更に同委員會は最近農村問題の論議の熾烈なるに驚き年末に至つて急に自作農創定案なるものを附議することになつたのであるが、その研究原案なるものゝ発表されたのを見ると、今後二百三十六年を期して現在の小作地全部を自作地たらしめんとする實に驚くべき遠大なる計畫である。

然らば地主側の対策は如何。有島武郎氏が北海道に於ける其所有地四百五十町歩を無償にて小作人に譲渡したるが如きは、もとより一般地主の夢想だもせざる所、彼等は各地に於て土地分譲の名の下に、實は小作人に土地を賣付けようと試みたが、勿論成功すべくもなかつたので、或地方では所謂共同耕作を企て、賃銀勞働者を雇傭し、機械力を應用して大農式經營を試みたが、之れ亦結果は良好ではない。で地主の中には桑、桐、竹等を耕地に植ゑた者もある。更に埼玉縣北埼玉郡に於ては十一箇の町村地主が十月初旬に『土地國有期成同盟會』を組成し、大々的に土地國有運動を起すとのことを買はしめんとするものであるが、これによつても地主の困憊の如何なるものであるかを想察することが出來よう。

更に地主の團體たる帝國農會が所謂農村振興の名の下に活動しつゝあることは更めて云ふ迄もないが、十一月下旬に至り、その別働隊として中央農事協會なるものを設立し、以て『農業政策の樹立と其施設とに貢献し、而して農業の復興、農村文化の進展を以て我國家を危機より脱せしむるに至らんことを』期するに至つた。更に之れと相前後して横井時敬氏等を主腦とし『地主、小作、自作、勞働者などの階級を、一部人士の唱ふるが如く差別的觀念によつて觀るものではなく、共存共榮自助自救の大義に基づき、是等凡ての民衆の幸福上進を圖り農村繁榮の道を講じ、進んで國本の確立を期する』ところの農民聯盟なるものが組織せられた。同時に各政黨が遽然として農村問題を論議するに至つたことも顯著なる事實である。

小作人運動を中心として見たる大正十一年度の農村問題は大要右の如きものであつた。その個々の事象及び其他の詳細は總て之れを本文の記述に譲る。

## 第一 農業概況

1  
總戸數及農家戸數(耕作に從事せざる地主を除く)  
(大正十一年六月五日官報農商務省發表)

| 年次   | 農業戸數       |           |           | 合計戸       |
|------|------------|-----------|-----------|-----------|
|      | 專業農家       | 兼業農家      | 專業農家      |           |
| 大正元年 | 九、四三〇、九九一  | 三、六八四、四九三 | 一、七五三、五五九 | 五、四三八、〇五一 |
| 大正二年 | 九、四九四、八九一  | 三、七〇七、〇八八 | 一、七三六、六三三 | 五、四四三、七一九 |
| 大正三年 | 九、五九〇、三四六  | 三、七三三、六一〇 | 一、七三三、六三三 | 五、四五六、三三一 |
| 大正四年 | 九、七八八、八四〇  | 三、七四八、〇一〇 | 一、七〇三、一六九 | 五、四五一、一八九 |
| 大正五年 | 九、八六〇、八三一  | 三、七六七、三二七 | 一、六七〇、四六六 | 五、四五七、七九三 |
| 大正六年 | 一〇、〇一〇、四七〇 | 三、七六六、九七七 | 一、六六九、三六四 | 五、四六六、三六一 |
| 大正七年 | 一〇、一二六、〇八八 | 三、八一九、九四三 | 一、六五八、八四一 | 五、四七六、七八四 |
| 大正八年 | 一〇、三三一、〇七五 | 三、八三七、〇八〇 | 一、六四四、一〇七 | 五、四八一、一八七 |
| 大正九年 | 一〇、四五七、七五四 | 三、八三六、六八八 | 一、六六一、八五五 | 五、四八四、五六三 |

耕地所有の廣狹に依り區別したる地主戸數  
(大正十一年六月五日官報農商務省發表)

| 年 次  | 合 計       |           |         |          |           |             |           |           |           |       |       |      |      |      |      |
|------|-----------|-----------|---------|----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|------|------|------|------|
|      | 五段        | 五段        | 一町      | 三町       | 五町        | 十町          | 五十町       | 一百        | 分         | 比     |       |      |      |      |      |
| 未滿   | 以上        | 以上        | 以上      | 以上       | 以上        | 以上          | 以上        | 以上        | 以上        | 例     |       |      |      |      |      |
| 大正元年 | 二、三四、九一四  | 一、三三、五三八  | 八九、九八〇  | 二、七、二六六  | 二、五、三九    | 二、九三三       | 四、九〇三、五八  | 四七・七六     | 二五・三六     | 一七・九五 | 五・四五  | 二・五五 | 〇・八四 | 〇・〇六 |      |
| 同 二年 | 二、三五、〇三三  | 一、三〇、六八九  | 八三、三三三  | 二、六三、五九  | 二、三三、五五   | 二、九三三       | 四、八九八、六六三 | 四八・〇八     | 二五・三      | 一八・〇一 | 五・三六  | 二・五  | 〇・八三 | 〇・〇六 |      |
| 同 三年 | 二、三四、九九一  | 一、三七、〇四〇  | 八八〇、二八八 | 二、五九、一〇〇 | 二、三一、二九   | 二、九一、四一、四六  | 三、三九九     | 四、八七三、三五五 | 四六・三      | 二四・九七 | 一八・〇六 | 五・三  | 〇・八一 | 〇・〇七 |      |
| 同 四年 | 二、三三、四一五  | 一、三〇五、九九六 | 八七九、九六三 | 二、五七、四三一 | 二、三〇、三三四  | 二、九一、四〇、九九八 | 三、三〇七     | 四、八七三、三三三 | 四八・五      | 二四・七六 | 一八・〇七 | 五・二八 | 二・四七 | 〇・八四 |      |
| 同 五年 | 二、三六三、一二三 | 一、二九三、一〇三 | 八八四、九四三 | 二、五四、四六〇 | 二、三〇六、三三四 | 二、九一、三八三    | 三、三〇七     | 四、八七三、八三九 | 四八・五      | 二四・五三 | 一八・〇七 | 五・二八 | 二・四七 | 〇・八五 |      |
| 同 六年 | 二、三七六、四四七 | 一、二七三、一七六 | 八八八、九九三 | 二、五四、四五三 | 二、三一、〇五九  | 二、九一、六〇一    | 三、四九五     | 四、八三三、一六七 | 四八・八〇     | 二四・三  | 一八・三  | 五・二四 | 二・四八 | 〇・八五 |      |
| 同 七年 | 二、三八一、三八一 | 一、二七一、二六三 | 八八九、九八七 | 二、五四、四三六 | 二、三一、六三七  | 二、九一、六三七    | 四三、八三九    | 三、五八六     | 四、八三三、一七五 | 四八・八〇 | 二四・三  | 一八・三 | 五・二四 | 二・四八 | 〇・八五 |
| 同 八年 | 二、三九一、三八一 | 一、二七六、三九六 | 八八五、一九五 | 二、三一、二六一 | 二、三一、一四一  | 二、九一、六三七    | 四三、八三九    | 三、五八六     | 四、八三三、一七五 | 四八・八〇 | 二四・三  | 一八・三 | 五・二四 | 二・四八 | 〇・八五 |
| 同 九年 | 二、三九七、一七三 | 一、二八〇、九九三 | 八八三、五〇  | 二、三一、三九八 | 二、三一、〇五九  | 二、九一、六三七    | 四三、八三九    | 三、五八六     | 四、八三三、一七五 | 四八・八〇 | 二四・三  | 一八・三 | 五・二四 | 二・四八 | 〇・八五 |

3 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數（大正十二年六月五日官報農商務省發表）

〔大正十一年六月五日官報農商務省發表〕

4 農業に関する教育を受けたる者の現在數  
(大正十一年六月五日官報農商務省發表)

農學校、農事講習所又は之に準すべきものを卒業したる者

## 5 大正十年末農事現勢

(大正十一年十二月十  
二日農商務省發表)

### 一 農家戸數

大正十年末農家戸數（耕作に從事せざる地主を含ます）は五百四十五萬五千六百八十戸にして之を前年に比すれば二萬八千八百八十二戸を減少し從來年々漸増の傾向にありしに比し著しき現象と見ることを得べし。更に耕作状態より觀察すれば、自作農は百六十六萬九千九十九戸（三割一分）、小作農は百五十五萬四千六百六十七戸（二割九分）、自作兼小作農二百二十三萬千九百二十四戸（四割一分）なり。今最近十箇年間に於ける農家戸數の状態を見るに、自作農は漸次減少し、小作農は増加の傾向に在り。自作兼小作農は明治四十四年より大正六年迄は漸次増加し、其後は稍減少を見たることあるも、大體に於て増加の趨勢に在り。而して此農家戸數を耕地の面積より見るとときは、五反未満を耕作する農家は百九十一萬六千五百八十三戸（三割五分）、五反以上一町未満百八十二萬一千百七十三戸（三割三分）、

一町以上二町未満百十四萬一千九百三十戸（二割一分）、二町以上三町未満三十三萬四千三百四十二戸（六分）、三町以上五町未満八千九百八十六戸（一分）に相當せり。而して之を最近十箇年に就て見るに、五反未満の農家は、實數に於ても亦比例數に於ても年々減少を示し、五反以上一町未満は明治四十四年より大正四年迄は漸次増加を示し、以後は増減相半せり。然れども最近五箇年を通覽すれば、比例數に於て増加の傾向を辿れり。而して一町以上二町未満も亦增加の傾向に在りと雖も、其他に於ては最近減少を見たり。

### 二 耕地所有地主戸數

大正十年末に於ける耕地所有地主戸數（耕作に從事せざる地主を加ふ）は四百八十五萬二千六百九十二戸にして、之を前年に比すれば八千六百六十八戸を減少し、最近五年間に於ては百一萬七千四百十五戸なりしも、以後漸次減少し來り、大正六年には九十一萬九千三百八十七戸となり、其後亦増加の傾向を示し、大正十年に於ては九十五萬千六百七十八戸となり、最近五箇年平均に比するも亦二萬九千一百四十二戸を増加せり。

### 三 耕地段別

大正十年末耕地段別(休閑段別を含む)は三百九萬七千九百二十六町にして、内田段別は三百四萬四千八百九十町四段、畠段別は三百五萬三千三十五町六段にして、前年に比し田段別は一萬九百十六町を増し、畠段別は二千七百三十三町を増加せり。而して此耕地段別の増減如何を見るに、明治四年(十箇年前)に比すれば田段別は四分五厘、畠段別は九分七厘の増加なり。又田畠の耕作状態の割合を見るに、田に於ては自作四割八分、小作五割二分にして畠に於ては自作五割九分、小作四割一分の割合なり。尙最近十箇年間に於ける趨勢を見るに小作は自作に比し田畠を通じて漸次増加の傾向あり。

#### 四 農業教育を受けたる者の現在數

農業教育を受けたる者の大正十年末現在數は百九十九萬千六百四十人にして、内小學程度七十四萬千八百九十一人(三割七分)、中學程度七萬四百八十一人(四分)、高等學校程度三千八百五十四人(二厘)、大學程度一千三百八十九人(約一厘)、農事講習會又は

之に準すべきものに於て講習を受けたる者は百十七萬四千二十五人(五割九分)なり。之を明治四十四年(十箇年前)に比すれば總數に於ては百八萬千三百四十二人(十一割九分)の増加なり。更に明治四十四年を百として各階級別の指數を求むれば、小學程度三九九、中學程度二六五、高等學校程度三三一、大學程度二二六、農事講習會又は之に準すべきものに於て講習を受けたる者一六九に相當せり。尙農業教育を受けたる者の一人當り農家戸數を見るに、明治四年に於ては約六戸に對し一人の割なりしが、大正十年に於ては約三戸に對し一人の割に相當せり。

#### 6 大正十年末朝鮮農事現

##### 勢 (朝鮮總督府調査)

一 農業者數  
(一)内地人戸數一萬二百八十七戸、人口四萬一千四百六十人、(二)朝鮮人二百七十一千五百三十四戸、一千四百三十六萬七十六人、(三)支那人一千二百二十一戸、三千九百八十一人、(四)其他の外國人七戸、十五萬七千三百人、京畿道の二十四萬一千

より觀るときは(一)事業者戸數二百二十五戸、(二)兼業者四十六萬二十九戸にして、内(三)地主九萬七千五百戸(四)自作五十三萬三千百八十八戸、(五)自作兼小作九十九萬四千九百七十六戸、(六)小作百九萬一千六百八十戸なりとす。

##### 三 道別分別狀態

(一)内地人に於ては慶尙南道の二千十八戸、八千六百九十一人を最多とし、全羅南道の一千七百九戸、六千八百三十六人、京畿道の一千六百九十戸、六千九百十七人之に次ぎ、咸鏡北道の三十六戸、百十四人を最少

とす。(二)朝鮮人にありては慶尙北道の三十三萬二千六百三十一戸、百七十六萬三百五十人を最多とし、全羅南道の三十二萬九千六百八十一戸、百六十九萬一千六百九人、慶尙南道の二十七萬五千百三十五戸、百四千五百三十四戸、一千四百三十六萬七十六人、(三)支那人一千二百二十一戸、三千九百八十一人、(四)其他の外國人七戸、十五萬七千三百人、京畿道の二十四萬一千

七百十六戸、二十七萬二千三十八人等の順序にして、咸鏡北道の六萬八千一百二十五戸、四十三萬五千八百七十七人を最少とす（三）支那人に於ては京畿道二百二十戸、八百四十七人を最多とし、平安南道二百十六戸、八百五十五人、黃海道の百三十一戸、四百七十七人之に次ぎ、江原道の十戸、二十八人を最少とす。

#### 四 前年末現在との比較

(一)内地人に於て七十七戸、五百九十三人の増加を示し、(二)朝鮮人に於て四千百戸、八千三百八十人を減少し、(三)支那人に於て百五十五戸、三百二十七人に増加し、其他外國人に於て二人を増し、差引三千八百七十戸、七千四百五十八人を減少せり。

### 7 各府縣に於ける農事状況

#### イ 大阪府下の農村状態

大阪府農會の調査によれば、大正十年末現在にて、前年末に比し、農家戸數九百餘戸を減少し、專業農家に於て千二百三十七戸を減少してゐる。これ「農業利潤少き爲め商工業に轉業した者多きに依る」と述べてゐる。

前年末に比較し、自作に於て六十八戸、小作に於て四百九十九戸、自作兼小作に於て四百二戸、計九百六十九戸の減少を來してゐる。これは又「商工業への轉業多き爲めである」と云つてゐる。

耕地所有の廣狭により區別して、五段未満のものは千二百戸、五段以上四百戸、一町以上百五十戸、五町以上十三戸の增加となり、三町以上九十戸、十町以上七戸の減少を來し、合計に於て一千六百餘所の増加を見る。即ち小地主増加し、中地主減少の傾向を示してゐる。これ「物價騰貴、米價下落等にて窮境にある中地主は其土地を賣却し、副業の好調、勞働賃の收入多き小農は漸次生計に餘剰を生じたる結果」と論じてゐる。

耕作する耕地の廣狭により區別して、五段未滿百七十五戸、五反以上百九十二戸、一町以上三百八十五戸、二町以上百五十二戸、三町以上六十二戸、五町以上二戸、計九百六十八戸を減少してゐる。これ「農業利潤の少き爲め他に轉業した爲めによる」と說いてゐる。

#### ハ 福岡縣下耕地面積減少状態

福岡縣廳の大正十年一年間に於ける耕地増減實況調査によれば、田畠の擴張三百四十五町一反歩にして、其反対なる潰廢に屬せるものは一

大正六年迄既往十箇年の平均數を見ると、自作農千六百四十九減、小作五百三十九増、自作兼小作八百二十七減、差引千三百六十一戸の減少であつた。然るに大正七年に至り米價騰貴（一月十三圓、十二月二十八圓）の爲自作は千百八十五減じたが、小作は千二百七十五増、自作兼小作千九百六十六増を見、差引二千五十四石増加した。米價昂騰が直ちに小作の増加を見るのは明かな事實で、大正八年には自作は五十二減、小作は千六百二十六増加し、反対に自作兼小作が千六十二戸減少した。處が、農家の増加率は五百十二戸で前年より遙に低率を示した。大正九年を見ると自作三百四十二減、小作五百五十四減、自作兼小作七百四十八増を示して居るが、之は下半期の打撃に依るもので、副業及労役收入の減少がこたへたのである。大正十年は自作千二百十七減、小作千百五十三減、兼業四百六十七増加したが、農家戸數は前年迄多少增加したのに立處に千九百三戸の未曾有の減少を示した。

#### ロ 兵庫縣下の農家状態

兵庫縣廳は六月二十三日左の如き發表をした。

千八百七十九町九反歩となり、差引一千五百三  
十四町八反歩を減じて居る。斯の如き廣大の面  
積を減じたのは主として昨年六月に於ける筑後  
川矢部川兩川の大洪水に朝倉浮羽八女山門三井  
五郡地方の土地荒廢及田川郡に於ける炭坑地陷  
落等の爲め荒地となつたもので、其面積は實に  
一千三百六十一町歩に及び、其他宅地工場敷地  
となつたもの二百七十五町、道路水路七十五町  
二反、鐵道軌道敷地六十二町五反、地類變換四  
十七町歩、其外河川敷地學校敷地陸軍省用地等  
になつたものである。一方耕地擴張の主なるも  
のは開墾百六十七町八反、荒地復舊百九町、丈  
量増二十五町九反歩、及開拓地目變換埋立等に  
依るものである。各郡に於ける擴張潰廢の實況  
を表示すれば左の通りである

朝筑田京早糸築福淨若三八久門大  
計留牟  
倉紫川都貢上島岡羽松井幡米司田

大正十一年麥收穫高

(農商務省發表)

本年の米第二回豫想收穫高は六千五十八  
四千百八石で、これを九月二十日現在て

9  
大正十一年米收穫豫想  
高 (農商務省發表)

| 三四五、四     |                      | 十三町、收穫高は二千百六十二萬八千八百 |                      |
|-----------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 二九一、七     | 五十六石にして前年に比し作付段別は八萬  | 二一三、四               | 八千百四十六町(五分二厘)を、收穫高は三 |
| 一一、九      | 萬五千百石(二厘)を、平年收穫高に比し百 | 四二、二〇               | 五十六萬九千四百六十七石(六分八厘)を何 |
| 一、〇       | れも減少せり。尙ほ詳細は左の如し。    | 一七九、七               | 大正十一年麥收穫高            |
| 三、三       | 前年收穫高                | 四七〇、二               | 大麥                   |
| 八、七七〇、五一〇 | 石                    | 九、〇二八、一七五           | 大麥                   |
| 七、一三二、一八〇 |                      | 七、〇五三、六八一           | 裸麥                   |
| 五、七二六、一六六 |                      | 五、五八二、二〇〇           | 小麥                   |
| 二、六二八、八五六 |                      | 二、六六四、〇五六           | 計                    |
| 四、五、七九    |                      | 二、六六四、〇五六           |                      |
| 一八七九、九    |                      | 二、六六四、〇五六           |                      |
| 9         |                      | 二、六六四、〇五六           |                      |
| 高         |                      | 二、六六四、〇五六           |                      |
| (農商務省發表)  |                      | 二、六六四、〇五六           |                      |

本年の麥作は播種當時より分蘖伸長期に亘り概して降雨多く幾分發育を阻害したるが如きも出穗後の天候は概して適順を得たるが如し。然れども前年來麥價下落し勞銀肥料は依然として高價なりしため換作或は施肥の手控等を行ひたる地方多く作付段別及收穫高は共に前年より減少を示せり。即ち本年の作付段別は百六十二萬二千六百七

於ける第一回豫想收穫高に比すれば二百五  
萬四千六百四十八石即ち三分三厘の減少で  
ある。蓋し夏期の氣温は著しく上騰し發育  
旺盛なりしも結實期に於ける氣温降下し夏  
期の天候に伴はざりし結果に因る。然れど  
も昨年の實收高に比すれば五百四十萬千八  
百九十四石即ち九分八厘、又平年收穫高に  
比すれば三百五十六萬八千三百六石即ち六



平年收穫高  
五七、〇一五、八〇二

## 第二小作問題

大正十一年の我國の社會問題に色濃く隈に忙殺の年であつた。而してそれが又將來取るもののは實に此の小作問題である。社會への展開に対する準備の一年であつたと云ふ點に、大正十一年は忘るべからざる年での視聽が前々年及び前年の工業労働界より

移つて、農村の上に傾注された勢であつた。あつた。

斯くて小作状態の調査に於て、小作爭議の今、此處に、先づ小作及び小作人状態を頻發に於て、又叙述し、小作組合の新紀元に於て、又叙述し、小作争議を瞥見し、小作組合の新傾向を窺ひ、最後に小作對策に就いて叙述を試みようと思ふ。

試みようと思ふ。

頻發に於て、小作組合の新紀元に於て、又  
小作對策の考究に於て、大正十一年は確かに  
忙殺の年であつた。而してそれが又將來  
への展開に對する準備の一年であつたと云  
ふ點に、大正十一年は忘るべからざる年で

# 一小作及び小作人状態

1、自作、小作、自作兼小作各農家戸數  
(大正十一年六月五日官報農商務省發表)

(注意 大正十年末現在の情勢に就いては前節5「大正十年末農事現勢」の項下を見よ)

# 3 岐阜縣下の自作及小作 狀態

正元年年年年年年年年年年年年年年年年年年年

一萬三千六百八十一戸を有して居る。自作地と  
小作地との分配の割合を見ると左の如くであ  
る。

小作爭議に於て最も注目されつゝある岐阜縣に於ける自作と小作との關係を見るに、(大正十

一年五月調查

同縣の總面積は百九萬七千九百八十七町歩、  
内耕地面積十一萬一千三百七十町歩で一割強に  
達し、自作農家四萬二千五百三十九戸、小作農  
家三萬七千九百九十六戸、自作兼小作農家六萬  
三千六百十一戸で、耕地面積は一戸平均七段八  
畝歩に相當して居る。一方地主の總數は十一萬  
九千八百三十一戸で、耕作に從事しない地主が

本揖安不養海羽稻大岐  
巢斐八破老津島葉垣阜  
郡郡郡郡郡郡郡市市

自作三七·三八一七八·七五四七·五九二九·二五六一·三三五三·三八〇八八·八〇

五四六六七七五五八六二 小  
九六八四四八八二一  
三七二〇八二二五三七 作

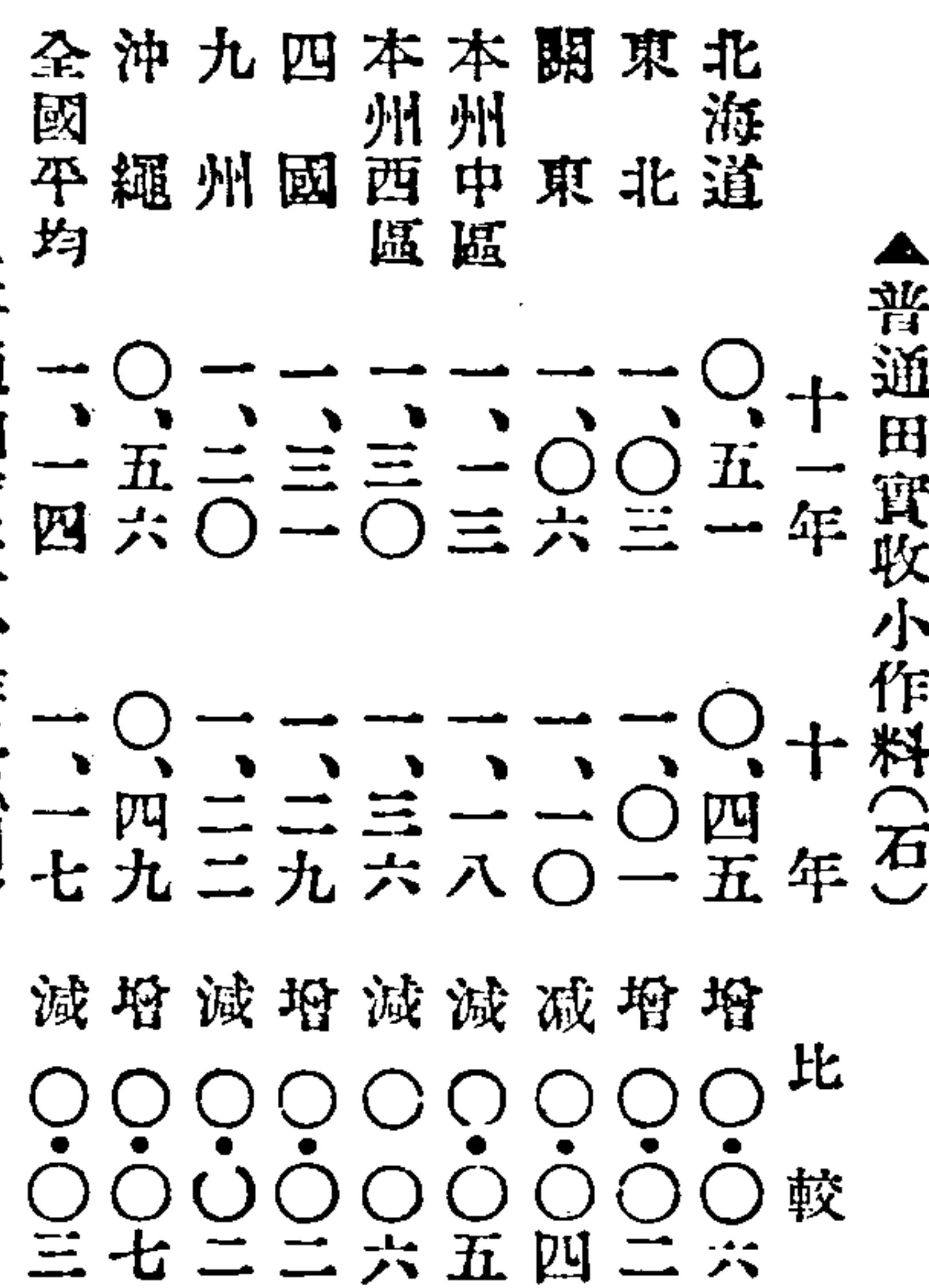
五  
六%餘  
之を田  
平吉大益惠土可加郡武山  
城野田那岐兒茂上儀縣

五〇〇・九  
四七・五  
三六・五  
三九・二  
四一・九  
二七・四  
二三一・四  
四八・九  
四三・%餘、  
小作  
三八・%山間部  
小作  
三八・%平地に比して少く、平

坦部地方は小作地の割合が甚だ多い。

# 5 小作料狀能

(大正十一年三月現在)  
日本勸業銀行調査



北青岩宮山福新群栱茨千堺東神長山靜  
海奈道森手城形島渴馬木城葉玉京川野梨岡

地方別に云へば田に於ては四國區の一石三斗一  
升が最高で、本州西區之に亞ぎ、九州、本州中  
區、關東、東北、沖繩、北海道の順序である。  
畠に於ては依然四國區が首位を占めて、二十五  
圓卅五錢、之に亞ぐは本州中區、本州西區、沖  
繩、九州、東北、關東、北海道の順位である。  
而して水田小作料が前年より低落せるは、米作  
不良の祟りもあり、引いて小作爭議の勃發せし  
影響もあると云ふ。府縣別に示せば左の如し。

全沖鹿宮大熊長佐福高愛香德鳥島山廣岡兵和大京奈滋福石富岐三愛  
國平兒歌  
均繩島崎分本崎賀岡知媛川島取根口島山庫山阪都貞賀井川山阜重知

一〇一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一〇一一一一  
二五二三三三二二二三三三二三二二三三三三三二二五二二九〇〇〇  
四六〇四六三三二七五七五六七二七六八五八三五三一九七四一

ロ 全國地主小作人収益歩合

内務省は各地の地主對小作人の紛争に就き、

各地方長官の報告を徵しつゝあるが、今其報告

(徳島、福岡二縣は不明の爲除く)によれば、地主の収益歩合の最も多いのは岐阜縣西濃地方の地主八分小作人二分、及び大分縣日田郡の地主八分小作人二分で、之に次では埼玉佐賀二縣の地主七分七厘小作人二分三厘、大阪、長野、長崎青森、福井、島根、和歌山、愛媛の地主七分小作人三分で、其他の府縣は概ね地主六分小作人四分である。而して地主収益歩合の最も少いものを擧ぐれば、北海道の地主二分小作人八分で之に次ぐものは、岐阜縣の東濃飛驒地方の地主三分小作人七分、長野縣上伊那郡飯訪二郡の一  
部に於ける地主三分小作人七分、熊本縣の一毛作田)地主三分小作人七分、福井縣地主三分六厘小作人六分四厘で、長崎、埼玉、千葉、山梨、福島、山形、富山、和歌山、愛媛の九縣は地主四分小作人六分、其の他の府縣は概ね地主五分小作人五分以上である。但し地主の歩合の少いのは大概荒蕪地又は瘦地である。以上は稻田の収益分配歩合であつて、二毛作に於ける麥、菜種、蠶豆、紫雲英等は殆ど小作人の收入となり又稀に小作料を金納とするものもあるが、全國

の平均収益分配率は地主五分五厘小作人四分五厘となつてゐる。

ハ 各府縣各地方の小作料

昨年來農商務省の通牒に基いて各府縣廳又は各農會が小作慣行の調査を行つてゐた。其の結果は農商務省より公表の運びに至らないが、今、各府縣がそれを機會として行つた調査により、個々に發表されたものゝ中より、各府縣各地方の小作料の状況を摘録し、我國最近の小作料の状態を推知するの便に供しよう。

△ 東京都

(一段當小作料  
(單位田は石、畑は圓))

田 烟  
普通  
上 一、二  
一五、〇  
(小作料納入方法、水田は全部物納、畑は悉く金納)

田 一段當り小作料  
(單位石)  
△ 東京府南多摩郡日野町

種 別 等 契 約 小 作 料 賦 納  
一毛作田 下 上 中 一、〇〇 一、〇〇 九八  
下 一、〇〇 一、〇〇 九八  
五年平  
收穫高  
均表作

| 等級 | 小作料  | 五ヶ年<br>平均收 |       |       | 全額<br>見積 |
|----|------|------------|-------|-------|----------|
|    |      | 穫          | 平均收   | 穫     |          |
| 上  | 一、〇〇 | 三、三〇〇      | 三、三〇〇 | 三、三〇〇 | 三、三〇〇    |
| 中  | 九、〇〇 | 一、八〇〇      | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇    |
| 下  | 七、〇〇 | 一、六〇〇      | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇    |

| 等級 | 小作料  | 五ヶ年<br>平均收 |       |       | 全額<br>見積 |
|----|------|------------|-------|-------|----------|
|    |      | 穫          | 平均收   | 穫     |          |
| 上  | 一、〇〇 | 一、〇〇       | 一、〇〇  | 一、〇〇  | 一、〇〇     |
| 中  | 九、〇〇 | 一、八〇〇      | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇    |
| 下  | 七、〇〇 | 一、六〇〇      | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇    |

| 等級 | 小作料  | 五ヶ年<br>平均收 |       |       | 全額<br>見積 |
|----|------|------------|-------|-------|----------|
|    |      | 穫          | 平均收   | 穫     |          |
| 上  | 一、〇〇 | 一、〇〇       | 一、〇〇  | 一、〇〇  | 一、〇〇     |
| 中  | 九、〇〇 | 一、八〇〇      | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇    |
| 下  | 七、〇〇 | 一、六〇〇      | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇    |

△ 大阪府泉南郡  
(納入方法は普通現物納、泉州郡及び南河内郡の一部にては代金納制度が行はれてゐる)

| 等級 | 小作料  | 五ヶ年<br>平均收 |       |       | 全額<br>見積 |
|----|------|------------|-------|-------|----------|
|    |      | 穫          | 平均收   | 穫     |          |
| 上  | 一、〇〇 | 一、〇〇       | 一、〇〇  | 一、〇〇  | 一、〇〇     |
| 中  | 九、〇〇 | 一、八〇〇      | 一、八〇〇 | 一、八〇〇 | 一、八〇〇    |
| 下  | 七、〇〇 | 一、六〇〇      | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇    |



△ 長野縣上水内郡

吉田町に於る小作證書の様式

小作證書  
土地名吉田町何番地

反別 何反歩

小作料一俵の昌ノ方十六ノ以上何俵

右貴殿御所持の土地御貸被下忝く有之候然る  
上は精々相勵み荒し作りは決して仕らず候年  
貢の儀は前書の通り年々十月廿日迄に穀子を  
能く拵らへ相納申可萬一不納の節は保證人引  
受け代辦仕可尙貴殿に於て土地入用の節は何  
時にも御返却申上可爲後日小作證書如件

月 日 小作人 何 某 保證人 何 某

地主殿 戸隣村に於る小作契約文

右の土地借用仕候處確實也然る上は前記の小  
作料は毎十月二十日迄持參仕るべく而して天  
災の場合には貴殿の御認定に依る割引通り小  
作料差し上申し決して御損は御懸け申間敷候  
小作證書如件

北小川村に於る小作契約文

小作料の儀は毎年十二月二十日限り相違なく  
上納仕るべく不作の年と雖も決して減免等の  
請求は斷じて仕らず小作證書如件

南小川村に於る小作契約文  
前記土地小作仕り候に就いては年の豊凶に拘  
らず契約小作料は相違なく相納むべく候

## 5 農家經濟狀態

### イ 農家經濟調查書(大正九年度概況)

小作制度調査會の決議により、農商務省  
は全國農村の内四十箇村、百二十戸に就い  
て調査したものを(地主、自作及小作の平  
均收支)参考資料として、今回調査會に提  
出した。今、其大要を抜記すると左の通り

である。(但し小作料・收穫高は一石約三十  
五圓の米價を以て換算)

#### 一、地主の收支(家族七人)

##### (一) 収入之部

収入別 収入目的物 収入金高

|                |      |
|----------------|------|
| 田 小作料          | 一〇・元 |
| 畠 小作料          | 三・七  |
| 烟 畑            | 一・七  |
| 麦 其他           | 一・七  |
| 自作收穫高          | 一・七  |
| 園藝其他(養蠶、茶、野菜等) | 一・七  |
| 山林收益           | 一・七  |
| 計              | 一・七  |

##### (二) 支出の部

支出別 支出目的物 支出金高

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 食糧費(米、麥、醬油等七人分) | 七・七 |
| 被服費(修繕、什器、薪)    | 四・三 |
| 住宅費(修繕、石油、電燈等)  | 三・七 |
| 農業經營費(肥料、農具等)   | 一・八 |
| 公費及寄附(各種稅金其他)   | 一・八 |
| 兒童教育費           | 一・一 |
| 社交費             | 一・一 |
| 雇人給料(日雇約壹人)     | 一・一 |
| 農業經營費           | 一・一 |
| 住宅費             | 一・一 |
| 被服費             | 一・一 |
| 食糧費             | 一・一 |
| 計               | 一・一 |

| 公費及寄附(各種稅金水利費等) | 一・三六・六 | 兒童教育費  | 四三七・三  |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 雇人給料            | 二・人 分  | 三六・〇   | 三一・八   |
| 酒類費             | 五・〇五・七 | 五・〇五・七 | 五・〇五・七 |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 二・三・八  | 二・三・八  | 二・三・八  |
| 雇人給料            | 八・〇・七  | 八・〇・七  | 八・〇・七  |
| 酒類費             | 六・九・六  | 六・九・六  | 六・九・六  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雇人給料            | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 酒類費             | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 雜費              | 一・九・九  | 一・九・九  | 一・九・九  |
| 社交費</td         |        |        |        |

日本労働年鑑

一九四

雜費計

(三)収入差引不足

三、小作の收支(家族約六人)

(一)(收入の部)

收入名別 目的物

|            |   |     |
|------------|---|-----|
| 田米收穫高      | 町 | 一・二 |
| 同麥收穫高      | 町 | 一・二 |
| 烟收穫高       | 町 | 〇・三 |
| 園藝等の收入     | 町 | 一・〇 |
| 日雇労働賃約五十六人 | 町 | 一・〇 |
| 計          | 町 | 一・〇 |

收入金高

円

一、〇〇三・四

四・三

六・二

三・四

五・二

六・〇

一、四〇〇

二・〇

一、二〇

一、一〇〇

一、一〇



では、多可郡中村の二百圓を筆頭に、赤穂郡赤  
松村の二十圓を低位として、先づ平均は五十圓  
見當となるべく、又圖書新聞筆紙費用に於ては  
武庫郡大庄村の八百五圓を最高、赤穂郡赤松村  
の九圓を以て最低となつて居るが、平均すると、

先づ二十圓見當である。而して此生計表を仔細に見ると、一家族の生活狀態は人間が生きるに必須である衣食住の三大費より通じて他の雜費即ち教育、醫藥、公課、交際費其他が全支出の七割方を占めて居ると云ふ事は注目するに蓋し

値する事であらう。詳細を示すと左の通りである（単位圓錢位切捨）。

備考　雜費中には家具費、教育費、衛生醫藥費、交際費、薪炭費、旅行費、圖書新聞費、冠婚葬祭費其他を含む。

△  
茨城縣下農家收支狀態  
大正十年一月  
十一

(大正十年三月乃至大正  
十一年二月茨城縣調查)

所帶員、資產及作付狀況——耕地面積田自作八反五畝步、借入れ二反二畝廿二步、畠自作一反五畝廿六步、借入れ一反七畝廿二步、宅地三百七十坪で、家族は勞働に從事するもの四人、小學校通學一人、乳兒一人のほかに耕牛一頭を有し鶏をいくらか飼養してゐる。

## (一)收入之部

七六九円  
八〇

一、公租公課  
二、支出之部  
地 縣 村 水利組合費  
種業 費  
農肥 費  
口才農二八口才  
租稅費費費費

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 |
| 四 | 二 | 三 | 四 | 二 |
| 二 | ● | ● | ● | ● |
| 七 | 三 | 七 | 五 | 六 |
| 七 | 七 | 五 | 三 | 二 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 寄 | 交 | 教 | 薪 | 被 | 飲 | 收 | 支 | 差 | 引 | 殘 | 計 | 一 | 小 | 水 | 二 |
| 一 | 附 | 際 | 育 | 器 | 炭 | 服 | 食 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 一 | 作 | 農 | 飼 |
| 一 | 金 | 寶 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 費 | 四 | 料 | 畜 | 會 |
| 一 | 六 | • | 一 | 八 | 〇 | 三 | 五 | • | 二 | 三 | 〇 | 〇 | 三 | 〇 | 五 | 七 |
| 一 | 六 | • | 一 | 四 | 七 | 五 | 三 | 五 | • | 二 | 七 | 〇 | 四 | 〇 | 四 | 八 |
| 一 | 六 | • | 一 | 四 | 七 | 五 | 三 | 五 | • | 二 | 七 | 〇 | 四 | 〇 | 四 | 八 |
| 一 | 六 | • | 一 | 四 | 七 | 五 | 三 | 五 | • | 二 | 七 | 〇 | 四 | 〇 | 四 | 八 |
| 一 | 六 | • | 一 | 四 | 七 | 五 | 三 | 五 | • | 二 | 七 | 〇 | 四 | 〇 | 四 | 八 |



大福高愛香德和山廣岡島鳥富石福秋山青巖福宮長岐滋山靜愛三奈栎  
歌

# 木重良知岡賀阜城野手森形井川山根取山口島山媛川岡知岡分

一四二二四三一一五三三五三五三| | | | 四|六九一二五九八三八

六 | | 一 二 二 五 | 一 三 | 一 | | | | 二 二 一 五 二 ○ 一 | 四

| 件數    | 大正十一年上半期分 | 件數  |      | 比例% |    | 上半期 | 大正十一年 |
|-------|-----------|-----|------|-----|----|-----|-------|
|       |           | 上半期 | 全年   | 上半期 | 全年 |     |       |
| 一、二三一 | 五三        | 八〇〇 | 一〇〇〇 | 二三  | 四六 | 三七  | 一七    |
| 一、二五五 | 一二三       | 八〇〇 | 一〇〇〇 | 二一  | 四四 | 三〇  | 一七    |
| 一、五六一 | 一三一       | 八〇〇 | 一〇〇〇 | 二一  | 四一 | 三〇  | 一七    |
| 一、五八一 | 一三一       | 八〇〇 | 一〇〇〇 | 二一  | 四一 | 三〇  | 一七    |
| 一、四九〇 | 一三一       | 八〇〇 | 一〇〇〇 | 二一  | 四一 | 三〇  | 一七    |

| 年    | 作争議統計<br>内務省調査 |
|------|----------------|
| 一九一〇 | 二四、九七四人        |
| 一一一  | 一〇八、三四七        |
| 一二一  | 六〇、一五七         |
| 一三一  | 一四、〇六〇         |
| 一九一五 | 一三一、二五六        |
| 一九一六 | 二六四、二六         |
| 一九一七 | 一九五、一五六        |
| 一九一八 | 二四、九七四人        |
| 一九一九 | 一〇八、三四七        |
| 一九二〇 | 六〇、一五七         |
| 一九二一 | 一〇〇、一〇〇        |
| 一九二二 | 九〇、一〇〇         |
| 一九二三 | 八〇、一〇〇         |
| 一九二四 | 七〇、一〇〇         |
| 一九二五 | 六〇、一〇〇         |
| 一九二六 | 五〇、一〇〇         |
| 一九二七 | 四〇、一〇〇         |
| 一九二八 | 三〇、一〇〇         |
| 一九二九 | 二〇、一〇〇         |
| 一九三〇 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三一 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三二 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三三 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三四 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三五 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三六 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三七 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三八 | 一〇、一〇〇         |
| 一九三九 | 一〇、一〇〇         |
| 一九四〇 | 一〇、一〇〇         |

## 耕地整理の結果減收

生産品其他諸物價騰貴

生産品米検査規則改正

米麥價暴落

其 他

計

五一四  
九

一、三九八

一、三〇〇

二一

一四

農產物(主として米)の不作を爭議發生の主たる原因にするもの

時代思潮的原因に基くものとする道府縣は、イ 全然思潮に原因するもの

東京、愛知の一府一縣

ロ 其度濃厚と認む可きもの

大阪、神奈川、埼玉、三重、岐阜、福井、島根の一府六縣

ハ 其度稀薄と認むべきもの

京都、群馬、茨城、奈良、靜岡、長野、福島、秋田、石川、岡山、廣島、山口、和歌山、高知、福岡、大分、佐賀、熊本の府十七縣

一府十七縣

兵庫、長崎、新潟、徳島、愛媛の五縣

北海道、千葉、栃木、山梨、滋賀、岩手、青森、山形、富山、鹿兒島の十縣

北海道、奈良、靜岡、山梨、岡山、山口の六縣

東京、愛知、徳島の三縣

東京、長野、福島、福井、石川、廣島、和歌山、香川、愛媛、高知、佐賀の十七縣

京都、大阪、神奈川、兵庫、茨城、三重、岐阜、長野、福島、福井、石川、廣島、和歌山、香川、愛媛、高知、佐賀の十七縣

耕種整理の結果減收

生産品其他諸物價騰貴

生産品米検査規則改正

米麥價暴落

其 他

計

一、三九八

一、三〇〇

二一

一四

耕種整理の結果減收

生産品其他諸物價騰貴

生産品米検査規則改正

米麥價暴落

其 他

計

一、三九八

一、三〇〇

二一

一四

耕種整理の結果減收

生産品其他諸物價騰貴

生産品米検査規則改正

米麥價暴落

滋山三奈朽茨千群埼新長兵神京東府  
奈  
賀梨重良木城葉馬玉渴崎庫川都京縣

| 所分済みのもの    |          | 未所分のもの   |      | 繫争中のもの   |          | 合計       |
|------------|----------|----------|------|----------|----------|----------|
| 町          | 町        | 町        | 町    | 町        | 町        |          |
| 六三・一〇      | 一・三毛     | 空・四七     | 三・三〇 | 六・六七     | 六・六七     | 六四六・九〇   |
| 二、二三・九一    | 一、二六六・三〇 | 一、二二九・二  | 二・九一 | 一、二六九・二  | 一、二六九・二  | 一、四六一・三〇 |
| 一、〇五二・八〇   | 七六・六八    | 一、二二九・四〇 | 二・〇〇 | 一、二四一・四〇 | 一、二四一・四〇 | 一、四六一・三〇 |
| 二九六・八〇     | 四七・八〇    | 三四四・空    | 五・七七 | 三五〇・四二   | 三五〇・四二   | 一、七〇〇    |
| 二九九・九〇     | 三五・七五    | 二七四・八〇   | 〇・三  | 二七四・九七   | 二七四・九七   | 一、一〇〇    |
| 一八六・五〇     | 一・三〇     | 一八七・七〇   | 一・七〇 | 一八九・四〇   | 一八九・四〇   | 一、一〇〇    |
| 一、一八〇・四〇   | 四三・六〇    | 一、一三三・四〇 | 〇・三  | 一八九・四〇   | 一八九・四〇   | 一、一〇〇    |
| 二四六・五七     | 七六・六〇    | 七三八・九〇   | 一・七〇 | 一、一三三・五五 | 一、一三三・五五 | 一、一〇〇    |
| 三・三        | 一        | 六・五六     | 八・六  | 七四六・八五   | 七四六・八五   | 一、一〇〇    |
| 二・四        |          | 三三一・七〇   | 一・〇〇 | 三三一・五五   | 三三一・五五   | 一、一〇〇    |
| 五・六・七〇     |          | 五三三・一八   | 一    | 五三三・一八   | 五三三・一八   | 一、一〇〇    |
| 四五三・一七五・四〇 |          | 五六三・五八   | 一    | 五六三・五八   | 五六三・五八   | 一、一〇〇    |
| 四五三・一七五・四〇 |          | 五・三六     | 一    | 五・三六     | 五・三六     | 一、一〇〇    |

合鹿熊佐福高愛德和山廣鳥富石福秋山青巖宮長岐  
兒歌  
計島本賀岡知媛島山口島坂山川井田形森手城野阜

小作者の提出條件を擧ぐるときは、大體次の如き箇條となるを見る。而して其中最多數を占むるは小作料の減免要求なり。

- 小作者の提出條件を擧ぐるときは、大體次の如き箇條となるを見る。而して其中最多數を占むるは小作料の減免要求なり。

一 イ 小作料の減免（一時的と永久的とある）

二 イ 肥料代及勞賃の要求

三 イ 労銀賠償要求

四 イ 檢査の廢止（特に生産及入庫等の立毛の儘地主に引渡して其時期迄の口）

五 イ 小作米納入標準の格下要求

六 イ 土地改良の要求

七 イ 排水溝及用水池設置

其他小作契約の改善

口 小作料の延納

**備考** 一 本調査は各道府縣農會に照會して

調査を依頼せるものにして目下其調査に從事中の道府縣農會も渺からず此處には既に回答を寄せられたるものゝみにして摘錄せんに過ぎず。

二 返還耕地中所分濟のものとは何等その方法にて處理の付きたるものにして、未處分のものとは未だ地主に於て處理の方法の付かざるものなり。

三 本表中最後の合計の箇所に於て處分濟と未處分との計が返還の地計と一致せざるは處分濟と未處分濟との面積を區別して計上せざりし府縣あるに依る。

#### 4 大正十一年中主要小作

##### 争議統計

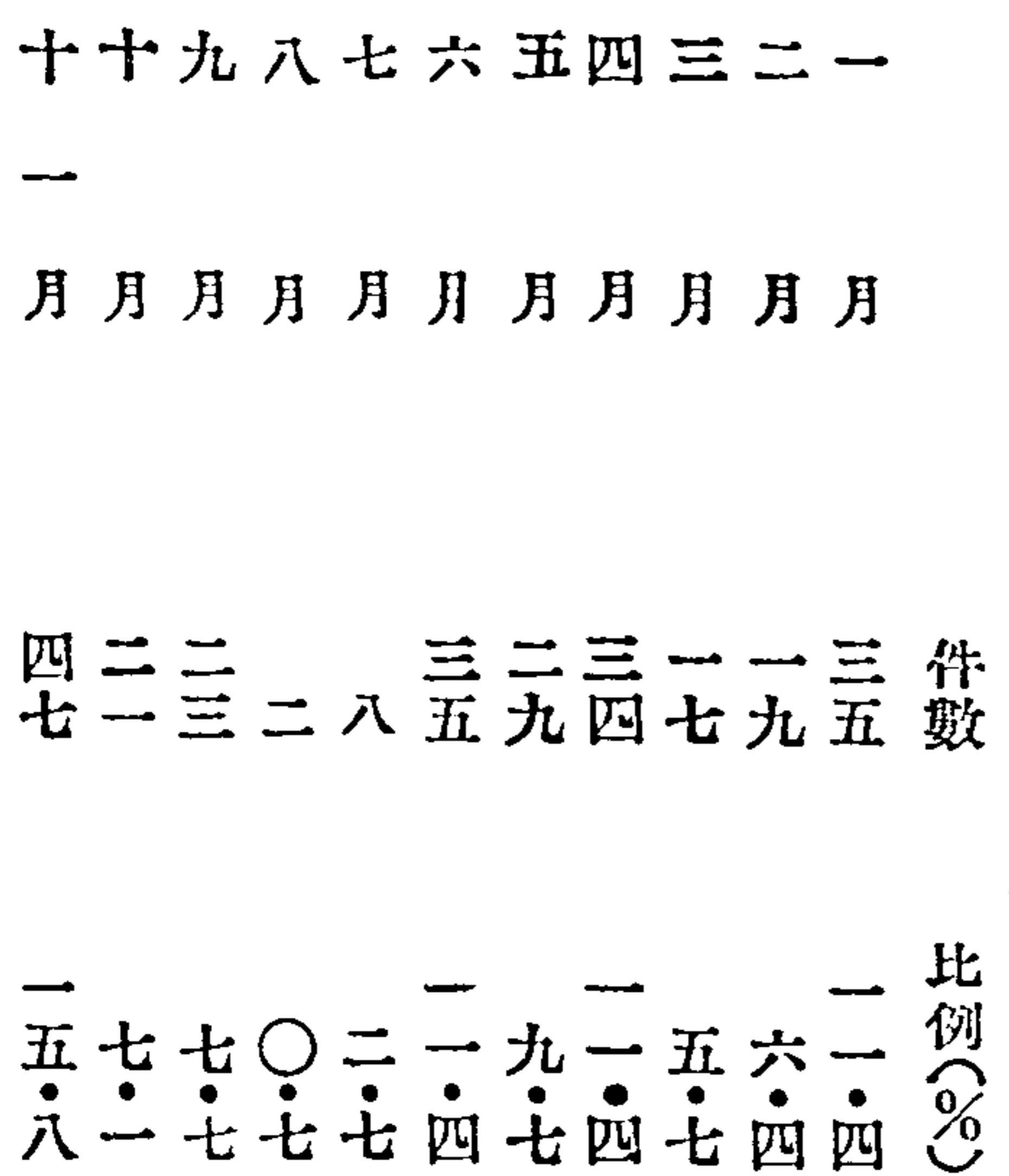
(當研究所調査)

大正十一年は前年よりも、更に前々年

よりも、一層多數の小作争議は其の範圍に於て、又其の程度に於て、其の限界に極めて曖昧模糊たる性質を有するものである。故に其の觀察點の相違によつて、小作争議になるものと、然らざるものとが出来る。

従つて概數的調査は今日は之を適當なる機關に任せ、當研究所に於ては少くとも新聞紙又は機關紙等によつて社會の注意を喚起

した主要なる争議のみを選んで、之が統計を作製せんと試みたのである。それは本年度に各地方に生じたる小作争議の全數中の一割乃至一割五分を占むるに過ぎぬ數かも知れぬ。さりながら此等が兎に角社會の視聽を引いたと云ふ點に於て本年度に於ける小作争議の標本と爲すことが出来ると信ずる。故に之を取扱ふことは大正十一年度の小作争議全體の傾向を推知する上に決して徒爾ならざるを信ずるものである(尙ほ此處に取扱つたものは十二月廿日限の事件であると云ふことを附記する)。



三 茂千福北柄東和神京長靜群香埼滋廣奈山愛兵岡大  
重城葉岡道木京山都野岡馬川玉賀島良梨知庫山阪

| 道府縣 | 主要争議件數府縣別 |         | 口 計 |
|-----|-----------|---------|-----|
|     | 上半期       | 下半期     |     |
| 三   | 二九八       | 二八      | 二九八 |
| 四   | 一〇〇       | 九四      | 一〇〇 |
| 五   | 二六四       | 二六四     | 二六四 |
| 六   | 一九三       | 一九三     | 一九三 |
| 七   | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 八   | 一七〇       | 一七〇     | 一七〇 |
| 九   | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 十   | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 十一  | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二  | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二六 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二七 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二八 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二九 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二一 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二二 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二三 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二四 | 一七七       | 一七七     | 一七七 |
| 一二五 | 一七七       | 一七七</td |     |



ニ  
主要争議中特殊の経過を取れるものゝ月別

## 5 小作争議の経過及び結果

大正十一年中に生じた小作争議の中、注目すべきものを選んで、其の経過、解決の状態及び当事者並に社會の態度を叙し、以て本年度の小作争議の傾向を知る資料としよう。

イ 兵庫縣朝來郡粟賀村の小作争議解決同村は大正八年以來小作争議絶えなかつたが、昨年十二月二日同村篤農家數名の調停により左の如き徹底的(?)なる協調的解決を告ぐることゝ成つた。今、その「和解覺書」及び「仲裁書」を載せる。

### 粟賀村小作者紛争事件和解覺書

朝來郡粟賀村柴、一品、早田、和賀部落に於ける地主小作者紛争事件は曩に朝來郡長並和田山警察署長の斡旋せる仲裁人の仲裁に附することゝなつたる處爾來數回折衝を重ねたる末今般地主並小作人共紛争の不利なることを自覺し別紙仲裁人の提示せる仲裁案を承認し茲に之が和解を見たるのみならず將來地主は温情を以て小作人を愛護し小作人は地主に信頼し以て永遠に再び如此不詳事件の發生せざることを誓ひ又本件に干與せる郡長、警察署長及仲裁人は今後本村が平和の裡に振興す

ることに關し好意的援助を與ふることを約せしに依り爲後日茲に此の覺書を作製し關係書一同之を記名捺印し本書は之を永代粟賀村役場に保管するものとす

### 粟賀村小作者紛争事件仲裁書

(一)柴、一品、早田、和賀部落小作者の主張に係る小作料減額の要求は現在に於て之を地方一般の狀態に照すときは、前年既に逕減の結果反て低廉に過ぐるの嫌あるを以て此の上減額の必要を認めず、依て今回の要求に對しては之を許容せざるを至當とす。但し小作者の現狀に鑑み繫争中に屬する田小作米に付ては特に左の通り免除す。

大正八年度小作米の内一石に付二斗  
大正九年度小作米の内一石に付一斗

(二)前項但書に依り免除したる以外の滯納小作米は本事件和解の日より三十日以内に地主に納入すること

(三)米穀検査實施に伴ふ獎勵に付ては第一項但書免除と何等の關係を有せざること

(四)地主は本紛争事件和解の曉に於て別に立案したる小作保護獎勵方法を實行すること

### 粟賀村小作者保護獎勵方法

(一)柴、一品、早田、和賀部落内に田地を所有する地主は小作者保護獎勵の目的を以て大正十年度より向ふ十ヶ年間左記に依り積立米

(イ)田小作米收得高 百石未満  
一百石以上三百石未満  
(ロ)同  
一石に付 二升

百石以上三百石未満  
一百石以上五百石未満  
同 同  
五百石以上 五升  
同 同  
四升

(二)前項積立米の管理に付ては民法の規定に依り社團法人を設置し其定款には左の事項を規定すること  
(口)毎年度積立金額の十分の一以内に於て理事會の議決に依り左の事項を行ふことを得ること

### 一 優良小作者の表彰

### 二 農事視察

### 三 地主小作者懇親會の開設

### 四 小作者の救濟

(ハ)積立期間滿了したる時は其の當時の現在額の半額を小作物納入高に應じ平等に之を小作者に配分し、殘額は永久に之を積立て其の収益は理事會の議決に依り適宜に之を使用することを得ること

(二)社團法人の理事の定數は七人とし内一人は村長に當り地主より三人（内一人は小作米收得高五百石以上の者とす）小作者より三人以上を選出すること

村長たる理事を理事長とすること  
(ホ)積立金は理事長之を管理すること  
(ヘ)小作者にして小作に關する義務に違背したる時は積立金に關する一切の權利を失ふこ

と

(三) 本獎勵方法は栗賀村栗賀部落に於ける獎勵方法と合併すること

而して大正十年度分は右和解後村長が實地に稻作地を検分し、地主小作兩者の諒解の下に小作料壹石に付き五升を減額することに決定した。

#### ロ 三重縣鈴鹿郡關町の小作爭議

同町の小作人百三十餘名は結束して昨年末地主に對し不作による小作料四割減を要求したが之れに對し地主六十餘名も屢々會合を重ねて協議したる結果、委員六名を選びて之れが調査と交渉の任に當らしめた。

而してその結果、地主側は一割七分五厘減まで折れたが、小作人側は飽迄も四割減を要求してやまず、久しく紛擾を重ねつゝあつたが、果然一月八日至り小作人側は同町小學校に集合し、役場に會合せる地主側と對應して盛んに氣勢を擧げ、九日には龜山警察署より警官出張して警戒する程であつたが、遂に同町長の仲介にて小作料三割減に雙方妥協して解決した。

#### ハ 奈良縣宇智郡野原村の小作一揆

同村の小作人百五十餘名は地主に向つて三割乃至四割の小作料減額を再三要求し

たが、地主側が頑として應ぜざる爲め、小

作人側は同村十輪寺に於て數回集合協議したるも、最早平和的解決の望無きを知り、遂に一月十八日午後一時警鐘を亂打して同寺を出發し、示威行進を爲して先づ國松四郎左衛門氏宅に押し寄せ、交渉の結果四割減

を承諾せしめ、次には的揚檣太郎氏宅に押しあせて同様凱歌を奏したが、更に郡會議員馬場市右郎氏方に押し寄せて交渉したる

も、頑として應せざる爲め小作人側は大いに憤激し、小石、酒瓶、蒟蒻玉等を手當り次第に投げつけて亂暴を働いた。急報に接し警官出張して解散を命じ之れを鎮撫したが、代表者四名は五條署に引致された。而

して取調の結果五十六名は騒擾罪として告發されたが二月末に至り全部豫審免許となつて事件は落着した。

#### ニ 香川縣木田郡西植田村の小作爭議

香川縣に於ける小作争議は大川郡鷗庄村の争議解決と共に漸次解決の運に向ひつゝあつたが、二月二日至り突然木田郡西植田村に争議

勃發し、大字池田、本村、川東、上田、市場の五部落の農民約百名は同日代表者を選舉し、地主

に對して既往七ヶ年間の凶作に對し一反歩平均

二斗の減額を要求した。茲に於て地主側は四日會合協議の結果、斷然小作人の要求を拒絕したので、小作人は大に憤慨し愈々十一日を以て小作地全部を返還することを決議した。

#### ホ 新潟縣長岡市川崎町の小作争議

本町の大地主高野重勝氏は、二月下旬、其の小作人八十餘名に對し、本年度より小作料一反に付五升の値上を申渡し、之れに應ぜざる者の小作地を取上ることを宣言した。之れに對し小作人は大いに憤慨し、十名の委員を擧げて交渉したが、聞かれざるより、協議の結果小作地全部を返還した。而して之れを見たる自作農は大いに同情し、その耕地を割いて夫等小作人に小作せしむることとした。

#### ヘ 兵庫縣明石郡神出村の小作争議

同村の分玉松太郎氏外九名の者は印南郡上莊村大地主大西甚一平氏の小作人なるが、不作を理由として小作料減額を要求したるも、聞かれなかつたので支拂を拒絶した。之に對し大西氏はその支拂請求訴訟を一月十六日明石區裁判所に提出した。茲に於て問題は紛糾し、小作人は之れが對策と

して近村の小作人と聯合し、二十五日午後

## 争議

明石市中崎公會堂に大會を開催して大々的示威運動を行ふ計畫を立てた。かくて事態容易ならざるより明石郡長金森爲郎、神出村長藤井徳三郎兩氏調停に立ち、爭議兩者の代表者を二十七日同公會堂に會し、協調和解を計つた。席上小作人代表者は昨年度減收平均額一割一分四厘の倍額二割二分八厘を地主の負擔とすべしと要求したるに對し、地主側代表者は他の村民が既に八分五厘減にて承諾定納したるを楯として、之れを絶対に拒絶したが、小作爭議の根絶を期する爲め小作人組合を組織し備荒貯蓄を爲し互助の資に供すべしとて、その基本金として四千三百五十圓（全小作料の約二割六分）を交付することを申出でた。茲に於て係争中の訴訟は早速取下ぐること、滞納小作料は三月十日迄に定納すること、小作人組合は三月中に双方の代表者及び仲裁人立會の上規約を作製して組合を組織することとして解決を告げた。

ト 大阪府三島郡三島村太田の小作  
チ 岡山縣兒島郡藤田村開墾地大曲農場

當字の耕地六十町歩の小作人吉川辰次郎氏外廿七名は地主たる同村長齋藤牛兵衛氏外廿四名に對し、昨年度小作料一段歩に付き三斗減額、及び小作米の品種が大正二年以來優良米たる長者穂及び改良穂に限定されてゐるのを元通り長者穂、改良穂、朝日穂の三種等分納にすべきことを昨年末以來要求してゐるに對し、地主側は要求の前者に對しては二斗減まで譲歩したるも、後者に對しては頑として應ぜざりし爲め、事態は頗る紛糾を來した。殊に地主側が小作対抗策として地主共同耕作を計畫したる爲め小作人側は益々憤激し、二三の調停も何等奏効しなかつたが、遂に三月八日に至り隣接安威村長乾縫之助氏の調停により、大正八、九兩年の滯納小作料は、獎勵米を二升増額（從來は小作料一石に付き三升一合五勺）する代りに、品種を長者穂及び改良穂の二種に限定し、當時の在庫價格の平均額に準じて追納し、十年度分は獎勵米を全廢して一石六斗の小作料を三斗減じたる上、

前記二種中に朝日穂を加へたる三種の平均價格石四十八圓の割にて、何れも金納することに決定して解決を見たのである。

岡山縣兒島郡藤田村開墾地大曲農場に於ては、藤田組と小作人との間に大正八年以來小作紛争あり、交渉昨年末に及んだけれども、藤田組は少しも解決の誠意を示さなかつた。茲に於て小作人百十五名は昨年末更に次の如き要求條件を提出した。

一、十年度の小作料は三割を差引いて納付し、而して三割減額の事後承諾を求むること

と

二、現行小作制度たる檢見法を廢して定米法を採用すること

右に對し藤田組は二月十五日に至り全部拒絕すると共に殘餘小作料の納付を二十五日限りとし、若しその期日に納付せざる時は、法に據つて處分すると共に、小作契約を解除すべきことを通告した。こゝに於て郡長、村長、署長等調停に入り、幾多の曲折を経たる後、遂に三月廿八日に至り争議兩當事者とも郡長に無條件を依頼したる結果、左の條件の下に解決を見ることとなつた。

一、十年度小作料、未納額三割は無條件にて即刻納入すること

二、小作制度は現狀維持とし、三年間其契約を延長すること

三、未納小作料の納入は生活状況に應じ便宜

延納を許可すること

四、獎勵米三ヶ年分を貸與すること

リ 大阪府北河内郡津田村の小作爭議

同村の田地約八十町歩、其の地主百餘名、而して小作人は約二百名であるが、小作人は近年高率なる小作料の爲めに苦しみつゝあり、殊に十年度は非常な凶作なりし爲め、小作農の窮迫その極に達した。茲に於て小作人は同村々長三宅源治郎氏を通して、十年度小作料減額及び小作料率の根本的改正を要求した。これに對し村長は標準小作料を一反步最高一石七斗最低九斗と定め、尙特別增收の場合は地主小作人兩者より同數の委員を選んで適宜に量定すべしとの提案を爲したるに、七十七名の地主は此の調停案に應じたが、他の六名の地主は頑として應ぜざりし爲め、事態は頗る紛糾を來し、三月八日には郡内小作人大會を開催し、六百名の小作人集まりて氣勢を擧げた。爲めに強硬なる態度を持した例の六名の地主も遂に紛争の解決を三宅村長並に野村郡長、齊藤署長に一任するに至つた。

四等田 一石四斗六升二合  
五等田 一石三斗五升七合

六等田 一石二斗六升三合  
七等田 一石一斗五升八合  
八等田 一石六升四合  
九等田 九斗五升九合

而して右小作料率は大正十年度より將來に向つて之れを實施することゝし、更に大正十年度小作料是一石に付一石五升減額せられた。

又 兵庫縣印南郡伊保村宇中島の小作爭議

ことゝして飽迄も要求を貫徹せんことを期した。此の状勢に驚かされたる縣當局は印南郡長及び所轄魚橋署長を出張せしめ調停せしめたる結果、地主小作人兩者とも事件の解決を兩氏に無條件一任することゝなり、結局二十四日に至つて、昨年度に限り小作料一割九分減額てふことにて落着を見たのである。

中島の田地三十四町歩の小作人四十七名

は地主十三名に對し、四月十日大正十年度の減收を理由として、小作料二割五分減を要求したる所、地主側は一割三分減以下は承諾し得ずと拒絕した。茲に於て小作人は結束し、要求の貫徹せざる限り、小作米を納付せざることを申合せ、同時に五名の委員を選んで地主との交渉を一任するに至つた。委員は地主に納付すべき小作米全部を或る倉庫に保管しつゝ強硬なる談判を開始したが、地主側も飽迄前言を固執して譲らず、且つ一部の地主は小作米支拂請求訴訟を姫路區裁判所に提起したる爲め、遂に小作人は舉つて日本農民組合に加盟し、同組合の後援の下に廿八日大演説會を開催する

ル 長野郡埴科郡戸倉村の小作料爭議

戸倉村に於ては地主數四十六名に對し小作人數百四十七名であるが、之等の小作人は農事組合なるものを組織し、昨年末小作料二割五分減を要求した。然るに之れに對して地主は一割乃至一割五分減を主張して小作人の要求に應じなかつた爲め、小作人の中には收支不償の理由の下に小作地の返還を申し出づる者多く、本年四月に入つてはその數百餘名、面積十町歩以上に及んだ。茲に於て地主側は返還地のみならず全部の小作地に對して一割五分減を提議し、更に調停者たる宮本村長は坂井組合長に對し本年庫に限り二割減とし、後日に至つて小作地の小作料歩合を改めて定めんことを交渉したが、四月二十八日の小作人協議會に於ては何れも之れを

拒絶し飽く迄も二割五分減を貫徹することを申し合はせた。時恰かも播種期に近き頃とて、事態頗る容易ならざるものあり、調停書は大いに奔走斡旋したが、五月四日の會合も亦無効に終つた。かくて五日至り調停書と地主と會合して小作料を永久二割減とし、不作の場合又は勞銀の高低なる場合には更に協定することゝし、その旨農事組合に通知した。こゝに於て農事組合に於ては同役小作人會を開催して協議したる結果、此の提議を承認することゝし、こゝに問題は解決を見ることゝなつた。

ヲ 東京府南多摩郡小宮村の小作料爭議 小宮村栗の領の小作人五十餘名は昨年末同村石川の地主八名に對し同盟して小作料三割減を要求したが、聞かれなかつた爲め十二月二十六日誓約書に記名調印して小作地返還を敢行するに決した。而して其後迂餘曲折を経ても解決を見なかつたが、本年五月に至り既に苗代の苗が寸餘に伸び、今少しく解決が遅延するならばよし妥協成るとも本年度の植付が不可能になるので地主側は急に狼狽し、小作人の提案を悉く容れ、小作料を三割減額し且つ從來の何升割と云ふ地積の算出法を廢し正確な畝歩を基として小作料を定むることに決定した。茲に於て小作人

も小作地返還の申出を撤回して事件は圓満に解決を見ることゝなつた。

付一斗の低減にて落着した爲め、自餘の諸部落も漸やく解決の曙光を認むることゝなつた。

ワ 兵庫縣印南郡阿彌陀村の小作料爭議

阿彌陀村の小作人三百餘名は四月末その地主二百六十餘名に對して小作料永久二割減を要求した。之れに對し地主側は三分乃至五分を向後

二ヶ年限り低減せんことを申し込んだが、元より小作人は之れに應ぜず小作地返還の舉に出でた。茲に於て地主側は五月三十一日同村時光寺庫裡に會同して善後策を協議したる結果、地主同盟會を組織して結束を堅くすることを約し、

同時に小作人より返還したる土地は悉く之れを同盟會に於て共同耕作することを決議し、之れが實行委員三十名を選定して散會して散會した。一方小作人側も同じく同日部落毎に寺院又は青年會場に集合して結束を堅め、且つ爭議未解決中は(一)、地主側家庭に吉凶事の出來する場合も之に寄りつかざること(二)各部落とも一齊に水入役(用水灌漑専任)を辭任して用水路、溜池等の普請に出役せざること等を相談した爲め爭議は極度に白熱するに至つた。こゝに於て郡内有力者が種々奔走盡力したる結果、六月五日朝に至り名村の中心たる東西阿彌陀兩部落に於ては小作料一石に付一斗一升五合の永久低減

も小作地返還の申出を撤回して事件は圓満に解決を見ることゝなつた。

カ 山梨縣西山梨郡住吉村の小作料爭議 住吉村小作組合では小作料を一段歩に付した。之れに對し地主側は三分乃至五分を向後二ヶ年限り低減せんことを申し込んだが、元より小作人は之れに應ぜず小作地返還の舉に出でた。茲に於て地主側は五月三十一日同村時光寺庫裡に會同して善後策を協議したる結果、地主同盟會を組織して結束を堅くすることを約し、主たる甲府市若尾家の地所部長たる若尾金造氏を始め太田源七氏外數名は六月十二日午後甲府商業會議所に會合して種々密議を凝らしたる結果、爭議の中心地たる同村大字上村組の小人全部の耕地を取上げて株式組織の耕作組合を組織し他より人夫を雇入れて耕作せしむる計畫を立てその旨小作人に内容證明郵便を以て申し送つた。こゝに於て小作人側は大いに激昂し組合長田中安三氏方に會合してこれが善後策を講じたる結果上村組の耕作地全部を取上げられたる場合には住吉村の小作人は互に耕地を分け合つて耕作し尙出稼の出來得る事情の者は出稼することとし飽く迄結束を堅めて初志の貫徹に努めることを申し合せ、その旨十日地主側に内容證明郵便を以て申し送つた。十八日に至り同村下小河原の地主が返

還されたる耕地を人夫を雇入れて手入れを始めたるに、小作人側は小作権の無視なりと憤慨して自ら植付を開始した。之れに對し地主は警察官の出動を促したる爲め十五名の小作人は二十一日午後三時業務執行妨害罪として甲府區裁判所檢事局に送られ事態は著しく悪化した。尙二十日には小作組合側は組合長宅に役員會を開いて協議したる結果、更に小作料三割減の要求を爲し、若し容れられずんば絶対に小作せず土地を返還することを決議した。此間江邊西山梨郡長は調停を試み、廿三日午前十一時より郡役所に於て地主小作兩者の代表者を招致して意見を聽取したが、何れも頑強にその主張を固執したる爲め、殆んど調停の餘地なき有様であつた。小作組合は更に二十三日夜會合し、飽く迄初志の貫徹を期する爲め方法を協議し、越えて二十七日には下河原の小作人は地主方の作男を亂打するの暴舉に出でた。かくて事態は益々紛糾するのみであつたが、更に早川山梨縣農政研究會委

員長及び國粹會山梨縣支部の調停盡力により、二十九日午後四時より西山梨郡役所樓上に於て、地主側よりは甲府市の太田源七氏外四名、小作人側よりは住吉村小作組合長田中安三氏外數名會合し、調停者例席の上過般江邊郡長の提案したる調停案を基礎として作りたる左記調停案により一先づ解決を見ることとなつた。

一 本年は無條件にて此際植付を済ますこと

二 小作人の要求にかかる三割減は重要問題であるから本年から試驗田を設け既往と現在とに亘つて綿密なる調査を遂げ一兩年の

三 本年の小作米は隣接村民の實況を参考とし實際の收穫高を參照して相當減額すること

上に於て、地主側よりは甲府市の太田源七氏外四名、小作人側よりは住吉村小作組合長田中安三氏外數名會合し、調停者例席の上過般江邊郡長の提案したる調停案を基礎として作りたる左記調停案により一先づ解

川錦座に於て北海道農民大會を開催し、左の如き決議を可決した。

一 吾等は合理的主張を貫徹せしめん爲めに北海道農民の即時團結を期す

一 政府が吾等を企業者と認めたる事によつて、吾等は現在の奴隸的請負労働者の境遇を脱却する權利と自由を有す

一 吾等は在來の小作料均等制を排し、年々の收穫を基礎とし小作組合對地主の協定に依ることを至當と認む

一 吾等は社會建設の上に小作人及び中農の最も必要なことを確認したるが故に横暴なる地主は絶対に排斥す

一 吾等北海道の小作人は御料地と殖民地とを問はず小作料平均二割五分の輕減を要求す

ヨ 北海道河西支廳神樂村御料地に於ける小作制度爭議

本爭議は本年一月に其端を發し、爾來幾曲折を經たる後漸やく八月に至つて解決を見たるものであつて、その事相は可なり複雑であるが、こゝには唯其要領を摘記するに止める。

元來御料地には親小作と稱する借地權所

有者が宮内省と小作人との間に介在して小作人より不當の小作料を搾取し、その爲め小作人の生活は茲に窮迫してゐるので、同地小作人三百名は此の不合理なる親小作の介在を排し直接宮内省と契約を結ばんとする運動を起し、横田晃一氏等の組織せる日

之れに對し親小作側は三月五日會合を開いて種々協議したる結果左の如き協定書を作つて一時小作人側と和解した。

一小作料不公平と認むる地所に對しては借地人側及び小作人側各代表五名宛を選出し、現地を調査の上小作料の更正を圖ること

一立退請求に關して係争ある場合は相互の實情を調査し圓滿なる調停を圖ること但し不都合の行爲ある者は此の限りにあらず

一借地權讓渡の場合は豫め小作人に通知し残存契約事項はなるべく期間中繼續せしむるよう盡力すること

一今後小作人に関する問題は借地人組合と小作人組合と誠意を以て萬事圓滿に解決すること

一土地を荒廢せしめ或は小作料不納其他の契約不履行のある時は小作人組合は適當なる督勵を加へ義務履行に盡力すること

然るに六月に至り親小作側は協議の結果各小作人に對し『小作問題に關しては將來貴下に服從し小作組合には一切關係致す間敷決して違反仕不候事』との覺書を配布し之れに強制的に捺印せしめたので、

最近旱魃其他の原因にて稍不作なるに不安

を感じたる小作人側は大いに憤激し反対に左の四項の要求を提出した。

- 一 小作料二割五分輕減のこと
- 二 立退を命ずる場合は手當として百五十圓支結のこと
- 三 借地人側に於て建てたる建造物の修繕は借地人側に於て爲すべきこと
- 四 小作權を認むること

かくて爭議は再燃したが、之れに對し帝室林野管理局上川出張所の大窪光儀氏等主として斡旋盡力したる結果、八月に至り遂に協調成立し、五町歩に付き百十俵以上の收穫地は小作料九俵を減額し、四十俵以下の土地は現狀維持とし、其中間の土地は相當の比率を以て小作料の減額を實行することとし、又今後小作料の不適當と認むる土地に對しては地主側から五名、小作人側から五名の代表委員を選出して調査協定することとし、將來止むを得ざる事情の爲め立退きを請求する場合は公平なる調停を爲すこととし、借地權を他に譲渡する場合には原則として現在小作人の優先權を認むること等

地耕作吉參加組合』を組織し、而して數名の責任委員を双方より選出して一切の事務を擔當せしむることとなつた。即ち一種の勞資協調的農業委員制度の成立を見ることがとなつたのである。

#### タ 福岡縣嘉穂郡内野村の小作料爭議

同村の小作人は昨大正十年秋稻作收穫期に小作料二割減を要求した。之れに對し二三の地主は一割八分減を承諾したが、他の地主はその要求を容るゝ時は收支債はざるのみならず附近の町村にも影響を及ぼす虞ありとの理由にて之を拒絶し、尙種々交渉の結果一割減まで譲歩した。が、小作人は頑として最近の要求を齧さず、遂に本年度插秧期間迄の五月上旬に至り交渉破裂を見、小作人側は小作地三十三町歩を返還した。茲に於て地主側は筑後方面より人夫を雇ひ地主五名にて該三十三町歩を共同耕作して本年の收穫期に入つたが、その間に非常な窮境に陥つた小作人は十月十九日に至り、代表者二名を地主側に送り、以前の二割減要求を撤回し、一割六分増で小作の復活を申出た。其後數次交渉を重ねたる結果、本各麥作より向後五ヶ年間は一年一割五分増で小作人が從前の三十三町歩を耕作することとなり、即ち小作人側の慘敗となつて十月二十一日協定を遂げた。

#### レ 大阪府北河内郡の小作爭議

北河内郡は日本農民組合の優勢なる所





る。農民が孜々として働いたればこそ國內の總ての人が生き得られたのに不拘農民が酒を飲む事、肴を食する事すらも或時代の法律はこれを禁じた。そして一方に苛酷な貢税を課し一寸でも其期を遅るれば水牢にまで入れた時代があつた。これが各國の歴史なのだ。そして何時か時代にも農民は黙して働いて來たのだ。農民の死の状態は今日も尙同様である。地主の抱くなき欲望は小作人から榨り取るばかりだ。まだそれで足りなくて尙慾の上に自作農半自作農を小作人としてゐる。それは數字を掲ぐるまでもなく村々の實相が證據立ててゐる。それは社會國家の衰亡の兆である。我々は生きなければならぬ。その爲めに我々は凜乎として宣言する。働くかざるものは食ふべからずと。我々はこの標語の神聖を疑はない。而てこれは我々の團結の力によりてのみ其の神聖なる教條の實現は期し得らるゝ事を知る。そして社會國家を救はねばならぬ。

### 決議

- 一 農民組合の確認
  - 一一 税制の改正、但し累進率による
  - 一一 小作條件の改善
  - 一一 國有林の適宜拂下
  - 一一 鐵道の速成
- 次に同總同盟の規則を掲ぐれば次の如くである。
- 第一條 本同盟ハ日本農民總同盟ト名稱ス  
第二條 本同盟ハ本部ヲ東京府内ニ、其聯合

會ヲ各道府縣ニ、其支部ヲ各郡又ハ地方別ニ置キ、行政町村ナ一單位トシテ農民組合ヲ設立スルモノトス

一 理事 三 名  
二 幹事 若干名

第三條 本總同盟ニ加入セントスル組合員ノ資格ハ所有土地五町歩以下ノ農民トス

理事ハ本同盟ヲ總理シ、幹事ハ其補任トス、チ設立スルモノトス

第四條 本同盟ハ左ノ事業ヲ爲ス

第九條 聯合會、支部、組合等ノ設立ニハ本

一、共濟事業トシテ天災不作其他一切ノ不作ニ際シ組合員ノ相談ニ應ジ其適當ト認ム

第十條 本同盟ノ機關ヲ左ノ如ク定ム。

一、共濟事業トシテ天災不作其他一切ノ不作ニ際シ組合員ノ相談ニ應ジ其適當ト認ムル時ハ斡旋ヲ爲シ且ツ全國ニ共濟金ヲ募集シテ之レヲ救助ス

第九條 部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

二、小作及ビ農業ノ諸條件ニ關スル改善及

第十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

ビ其調査研究ニ力メ各組合ヨリノ報告ニヨル材料ヲ蒐集シ組合員ノ合理的主張ヲ擁護ス

第十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

三、毎月新聞又ハ雑誌並ニ臨時印刷物ヲ配布シ研究會演説會等ヲ開催シテ組合員ノ

第十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

教化修養ニ資シ併セテ組合員各自ノ圓滿ナル意志ノ疏通ヲ圖リ農村享樂ノ理想ヲ期ス

第十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五條 本同盟ノ經費ハ會員ノ據金及び寄附ニ依ルモノトス

第十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六條 本同盟ハ一箇年米五升ヲ會費トシテ納入セシム。但シ内三升ハ聯合會、支部、各

第十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

自組合ニ一升ヅツヲ充ツ。聯合會支部ナキ時ハ本部ヘ納入スルモノトス

第十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七條 本同盟ハ委員ノ會議組織ニヨル。中央委員ハ當分組合員百名ニ對スル一名ノ割合ヲ以テ選出シ其任期ハ満二箇年トス。但シ再選ナ妨ゲズ

第十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八條 本同盟ハ左ノ常任委員ヲ置ク

第十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第二十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第三十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第四十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第六十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第七十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第八十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第九十九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百一條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百二條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百三條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百四條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百五條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百六條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百七條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百八條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス

第一百九條 本部ノ承認ヲ要シ其會計ハ本部ノ監督ヲ受クルモノトス</p

（四月廿三日）

尙は關係せる小作爭議を擧ぐれば

北海道河西支廳上川郡神樂村御料地に於る小作制度爭議（前節）を參照）

聯合會所在地は、茨城縣水戸市、千葉縣八街市、福島縣須賀川町、北海道旭川町等である。同盟機關紙として「日本民衆新聞」（五月一日創刊）を發刊してゐる。

#### 口 日本農民組合の成立

賀川豊彦、杉山元治郎氏等を中心とする日本農民組合は昨年十一月の頃より創立の緒に就いて居つたが、今年四月九日神戸市下山手通六丁目基督教青年會館に於て、同組合第一回大會を開催するに及んで、完全に成立するに至つた。

#### 日本農民組合規約

##### 第一章 名稱及位置

第一條 組合ハ日本農民組合ト稱ス  
第二條 組合ハ本部ヲ大阪市ニ置キ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ設クルモノトス

##### 第二章 目的及事業

第三條 組合ハ組合員相互ノ一致連絡ヲ計ルト共ニ識見ノ開發德性ノ涵養、地位ノ向上

生活ノ安定ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 組合ハ其目的ヲ貫徹セんが爲メ本部

| ニ左ノ部門ヲ置ク  | 顧問   | 若干名 |
|---|--|-----|
| 一 出版部（雑誌及書籍ノ出版）                                 | 組合長  | 一名  |
| 二 調査部（争議、労働事情、生計状態等）                            | 理事長  | 一名  |
| 三 宣傳部（出版講演、應援演説等）                               | 若干名  | 若干名 |
| 四 農民學校（農業組合經營（種子農具等）ノ周旋）                        | 協議員  | 若干名 |
| 五 理想的農村ノ設立                                      | 代議員  | 二名  |
| 六 法律相談部   | 會計検査員  | 一名  |
| 七 農業ノ指導   | 會計   | 一名  |
| 八 農民藝術ノ助成                                       | ス  | ス   |
| 九 其他農民ノ福利ニ關スル一切ノ事業                              | ス  | ス   |
| 十 第三章 入會及退會                                     | ス  | ス   |
| 十一 第六條 組合員ニシテ退會セントスルモノハ理由ヲ具シ其旨本部ヘ届出ベシ           | 第十二條 顧問ハ本組合ノ重要事項ニ關スルモノトス   | 顧問  |
| 十二 第五條 組合員タラントスルモノハ規定ノ様式ニ從ヒ六ヶ月以上ノ組合費ヲ添ヘ本部ヘ申込ムベシ | 第十三條 組合長ノ任期ハ一年トシ總會ニ於テ普通選舉法ニヨリ選出スルモノトス                              | 組合長 |
| 十三 第六條 組合員ニシテ退會セントスルモノハ理由ヲ具シ其旨本部ヘ届出ベシ           | 第十四條 組合長ハ組合ヲ代表シ事務ヲ總理シ組合ニ關スル一切ノ責ニ任ズルモノトス                            | 理事長 |
| 十四 第七條 組合費六ヶ月以上滞納シタルモノハ退會者ト看做ス                  | 第十五條 理事長ハ理事中ヨリ互選ス  | 若干名 |
| 十五 第八條 組合員ヲ分ニ二種トス                               | 第十六條 理事ノ任期ヲ一年トシ總會ニ於テ組合員中ヨリ選出スルモノトス                                 | 若干名 |
| 十六 第九條 一般農民ヲ正會員ト稱シ、農民ノ向上ヲ助成スル農民ナラザルモノヲ贅成會員トス    | 第十七條 理事長並ニ理事ハ組合長ヲ補佐シ本組合ノ重要事項ニ關スルモノトス                               | 若干名 |
| 十七 第十条 本組合員ハ規定ノ組合費ヲ前納スル義務アラモノトス                 | 第十八條 代議員ハ一支部ヲ以テ一選舉區ト定メ區内ノ組合員三十名毎ニ一名ヲ選出シ最後ノ端數二十名ニ達スル時ハ更ニ一名ヲ選出スルモノトス | 若干名 |
| 十八 第五章 役員                                       | 第十九條 代議員ハ支部ニ於テ組合員ヲ指導スルノ外本組合ニ關スル事務ヲ分掌スルモノトス                         | 若干名 |
| 十九 第二十條 協議員ハ代議員三名ヲ有スル支部ヨリ一名、五名以上ヲ支部ヨリ二名代議員      | 二十條 組合ハ左ノ役員ヲ置ク   | 若干名 |
| 二十 第十條 組合ハ左ノ役員ヲ置ク                               | 二十條 組合ハ左ノ役員ヲ置ク   | 若干名 |

中ヨリ互選ス

第二十一條 會計検査員ハ代議員中ヨリ選出  
シ本組合ノ會計ヲ監督審査スルモノトス

第二十二條 會計ハ當分ノ内理事長ニ任ジ  
本組合ニ關スル一切ノ會計ヲ處理ス

#### 第六章 機 關

第二十三條 本組合ノ會議ヲ左ノ三トス

一 總 會 二 協議會 三 理事會

第二十四條 總會ハ理事及各部選出ノ代議員  
ヲ以テ組織シ毎年春季一回之ヲ開ク

但シ重要事項生ジタルトキハ臨時總會ヲ開  
クコトアルベシ

第二十五條 總會ノ議長ハ組合長トス

但シ組合長事故アル時ハ理事長之ヲ代理ス

第二十六條 協議會ハ理事並ニ各部選出ノ協  
議員ヲ以テ組織シ組合長必要ニ應ジ招集ス  
ルモノトス

第二十七條 理事會ハ總會並ニ協議會ノ決議  
ニ基キ組合ノ事務ヲ執行スル爲メ毎月一回  
之ヲ事務所ニ開クモノトス

第二十八條 總部ノ會議ハ普通會議法ニヨ  
リ其決議ハ定員ノ半數以上出席セザレバ無  
効トス

但シ決選投票ノ際同數ナルトキハ議長之ヲ  
決ス

#### 第七章 會 計

第二十九條 組合ノ經費ハ組合員ノ醵出ニヨ  
ル

第三十條 組合ノ會費ヲ一ヶ月二十錢トシ每  
月前納スベシ

但シ米麥ヲ時價ニ換算シ代納スルコトヲ得

第三十一條 既納ノ組合費ハ一切之ヲ返還セ  
ズ

第三十二條 組合ノ會計ハ總會ニ於テ其期間  
ノ決算ヲ報告シ總會ヘ承認ヲ經ルコトヲ要

第三十三條 組合ノ會計ハ毎月發行ノ雑誌  
『土地ト自由』紙上ニ掲載ス

第三十四條 組合費及ビ基本金ハ組合名ヲ以  
テ確實ナル銀行ニ預入シ組合長ハ其證書ヲ  
保管スルモノトス

第三十五條 組合員ニシテ功勞アルモノ品行  
方正優良ナルモノニハ表彰ス

第三十六條 組合員ニシテ組合ノ體面ヲ汚ス  
行爲アリタルトキハ理事會ノ決議ニヨリ組  
合長ノ命ヲ受ケ除名處分ヲスルモノトス

第九章 附 則

第三十七條 組合支部ハ本部ノ規約ニ基キ支  
部規則ヲ規定スベシ

第三十八條 本規則ハ總會ニ於テ出席代議員  
三分ノ二以上ノ賛成アルニアラザレバ變更

但シ理事ノ承認ヲ經ルヲ要ス  
ヲ以テ支部事業ヲ行フモノトス

第九條 以上ノ外本規約ニ明文ナキモノハ本  
規約ニ準ズルノ外支部總會ノ議決ヲ俟ツモ  
ノトス

日本農民組合支那規約

第一條 本會々員十名以上ヲ有スル地方ニ於

テハ本部ノ許可ヲ得テ支部ヲ設置スルコト  
ヲ圖リ會勢ノ擴張ヲ期スルモノトス

第二條 支部ハ本部ノ趣旨ヲ奉ジ事業ノ發達  
件、(一)組合實狀報告、(二)規則改正の件

第三條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一 支部長 一 名

一 委 員 若干名

第四條 支部役員ノ職務權限選出ノ方法ハ本  
部規約ニ準ズ(支部委員ハ本部理事ノ任務  
ニ準ズ)

第五條 支部ハ毎年三月會員總會ヲ開キ本部  
大會ニ關スル事項及ビ會務會計ノ報告役員  
選舉ヲ行フ

但シ緊急ヲ要スル場合ハ臨時總會ヲ催スコ  
トヲ得

第六條 支部ハ本部トノ協力ノ事業ヲ行フノ  
外宣傳會員相互ノ懇親和睦ヲ圖ル爲メ演說  
會、茶話會見學會慰安會ヲ催スモノトス

第七條 支部ハ會費一人ニ付一ヶ月金拾錢  
(雜誌代ヲ含ム)ヲ本部ニ納付シ他ノ金拾錢  
ヲ以テ支部事業ヲ行フモノトス

第八條 支部ハ必ズシモ支部ノ名稱ヲ付スル  
ヲ要セズ

第九條 以上ノ外本規約ニ明文ナキモノハ本  
規約ニ準ズルノ外支部總會ノ議決ヲ俟ツモ  
ノトス

第一回大會は當日午前十時開會。出席者  
百二十名、來賓森本厚吉、鈴木文治氏等の  
祝辭演説ありたる後、杉山理事長議長席に  
就いて議事に入る。(一)出席者資格審査の  
件、(二)組合實狀報告、(三)規則改正の件

を議了したる後、(四)左の如き宣言、綱領主張を審議可決した。

### 日本農民組合宣言

農は國の基であり、農民は國の寶である。日本は未だ農業國である。國民の七割は田園に居住し、またその七割は小作人である。然るに積年の陋弊は田園に充ち、土地兼併の惡風漸やく現はれ、田園も遂に資本主義の浸略するところとなり、小作人は苦しみ、日雇人は歎く。茲に我等農民は互助と友愛の精神を以て解放の途上に立つ。

我等は飽迄暴力を否定す。我等は思想の自由と、社會公益の大道に従ひ、眞理を愛し、妥協なき解放を期せねばならぬ。即ち我等は唯農民の團結による合理的生産者組合により資本家に對抗するより外に道を持たないのである。

我等は急いではならぬ。土地の社會化も、產業の目的も一瞬にして成るものではない。春藤く種は秋まで待たねばならぬ。既に國際労働會議は農民組合の自由を保證した。我等はこの世界の大勢に従ひ倦むことなく歩みを續ければならぬ。

田園に光明が漲るまでは尙幾百回の苦難を通過せねばならぬ。苦難を知らざる者は成功を知らざる者である。

日本の農民よ、團結せよ! 然して田園に、山林に天與の自由を呼吸せよ。我等は公義の支配する世界を創造せんが爲めに此處に犠牲

と熱愛を捧げて窮乏せる農民の解放を期す。

### 日本農運組合綱領

一 我等農民は知識を養ひ技術を研ぎ德性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の完全を期す  
二 我等は相愛扶助の力により相信じ相寄り農村生活の向上を期す  
三 我等農民は穩健着實合理合法なる方法を以て共同の理想に到達せんことを期す

一 耕地の社會化  
二 全國的農民組合の確立  
三 農業日雇労働者最低賃銀保證  
四 農業爭議仲裁法の實施  
五 小作立法の確立  
六 普通選舉  
七 治安警察法の改正  
八 小作人の生活安定  
九 農業補習教育の完成  
一〇 農民學校の普及  
一一 農村產業組合の完成  
一二 農民金融機關の確立  
一三 契約農業移民労働の廢止  
一四 農村衛生の達成  
一五 農業保險の實施  
一六 農村婦人の向上  
一七 農民住宅の改善  
一八 農民藝術の發達  
一九 農民科學の確立  
二〇 農民生活の享樂

次に、(五)役員に關する件を議し、協議の結果左の如く決定。

組合長 杉山元治郎  
理事 岩内善作、山上武雄、長村七郎、須永好、小林隆、稻垣常三郎

(六)(イ)各聯合會及支部に關する件(口)  
地方農民組合と日本農民組合本部との連絡に關する件に就ては本組合は原則として各地農民組合を基礎とする聯盟の性質を有する旨の説明あり(ハ)會費に關しては左の如く決した。

(一)各支部及聯合會は所屬組合員十名以上百名に付壹圓宛本部費として納入するものとす  
(二)千名以上二千名迄又は端數を加ふる毎に貳圓を増す  
(三)平組合員として申込の分は毎月一人貳拾錢とす

(七)宣傳委員設置に關する件は理事會に一任することに決し、(ル)直接運動に關する件に就ては左の如く可決した。

(一)加盟組合に爭議あるときは各組合は出來得るだけ財的援助を爲す  
(二)爭議に對しては本部は極力應援するものとす

(九)階級農會に對する件に就ては農會役

員選舉は小作人階級の地位を保護する役員

を選舉することに努力することに決し、

成町三四四に置き、機關紙として『土地と

(十)小作法案に關する件に就ては、小作制

度調査會私案中一部修正して、之を日本農

民組合案として輿論に訴ふることとなり、

(十一)小作狀態調査に關する件に就ては、

各支部に小作狀態調査委員を設け、之れが

調査を爲し、常に本部に通報することに決

した。

次に(十二)農村産業組合に關する件に就

ては、現今の産業組合法を改正し、階級的

に成立せしめ、消費組合を起し、信用組合

及其他の組合をして小作人階級に適するよ

う改造し農民に獎勵するよう日本農民組合

に於て努力することに決し、尙其他數個の

議案を議了したる後、最後に第二回大會を

大正十二年四月初め神戸市に開催すること

を決して午後五時閉會した。

翌十日午後七時より同會館にて講演會を

開催、仁科、杉山、賀川氏等本部員の外に

有馬頼寧、森本厚吉、今井嘉幸の諸氏出演

した。

尙ほ同組合は本部を大阪市北區西野田江

成町三四四に置き、機關紙として『土地と

自由』を發行してゐる。

同組合其後の運動を擧ぐれば、

岡山縣兒島郡藤田村都農民組合講演會(六月

一日)

大阪府北河内郡山田村西方寺に於る第一回巡

回農民學校(八月廿一日—廿七日)

淡路の西淡農民大會應援(十月廿八日)

尙ほ同組合が關係した小作爭議の中、主

なるものを擧ぐれば、

兵庫縣印南郡伊保村の小作料爭議(四月)

同縣同郡志方村の小作料爭議(五月)

岡山縣兒島郡福田村の小作料爭議(五月)

兵庫縣飾磨郡置鹽村の小作料爭議(六月)

兵庫縣印南郡全般の小作爭議(六月)

岡山縣邑久上道兩郡の小作料爭議(九月)

大阪府三島郡山田村の小作料爭議(九月)

京都府久世郡富野莊の小作料爭議(十月)

大阪府豐能郡萱野村の小作料爭議(十一月)

岡山縣兒島郡藤田組開墾地の小作料爭議(十

一月)

大阪府北海內郡冰室村の小作制度爭議(十一

月)

岡山縣上道郡金田村の小作料爭議(十一月)

岡山縣兒島郡福田村の小作料爭議(十一月)

奈良縣生駒郡北倭村の小作料爭議(十一月)

大阪府北河内郡山田村の小作爭議(十二月)

大阪府三島郡芥川村の小作料爭議(十二月)

大阪府北河内郡九箇庄村の小作料爭議(十二

月)

京都府相樂郡祝園村の小作料爭議(十二月)

尙ほ同組合は八月二十七日午後一時よ

り、大阪府下北河内郡山田村西法寺で組合

理事會を開催した。

本部よりは賀川、杉山、仁科三理事、地

方側よりは福島縣、東京府、愛知縣、大阪

府、岡山縣の代表及び全國の關係者十數名

出席。各所屬地方小作人組合及其運動の報

告あつて、議事に入り、杉山理事長座長席

に着いて、各地方聯合會より提出されし事

項を審議した。其の主なるものを擧ぐれば

左の如し。

一 地主と共に事業を行ふの可否 小作人は

大體に於て地主と利害の相反するものであ

る。農民組合は農業關係者の組合である故に

農民の爲め利する事業なれば事業を共にする

も他は斷然共同せずと決定

一 大小麥(所謂麥作)其他の價格維持に關す

る運動 蠶業組合倉庫に依り種々の宣傳運動

をする事に決定す

一 地主の土地分譲に關する處置 最近地主

が年賦償還等の方法で土地を小作人に分譲し

又はまるで解放するものがある。之れに對し

ての組合の態度は自作農創立が理想であるが不可能であるから、其土地を産業組合部有する事にする事にする。されば愛媛縣の宿村の如く地主は土地を小作人は勞力を提供して産業組合の所有とし、土地を社會化する事が出来る。故に問題がある毎に本部より調査研究をする事に決定

一大會開催に關する件 来春二月神戸に開催  
一大會議員選出の件 従來一支部一名制度を廢して比例選出制度とす

斯くて同組合は八月下旬にして既に、群馬縣の三十八支部、岡山縣の二十支部、兵庫縣の十五支部、大阪府の十七支部を始めとし、二府十五縣に亘つて八十五支部、總數五萬四千六百名の組合員を有するに至つたと云ふ。

#### 四 小作對策及施設

小作爭議各地に頻發し、小作問題が沛然として天下の問題となつた時、政府、地方官廳、政黨、公私團體及び當面の關係に立つ地主側のこれに對する方策は焦燥の氣に満ちたものであつた。然して此の全日本の大きな問題に對して、隻手決河を支へん

とする様な觀がされた。我々は茲に大正十一年中に行はれた各種の對策を各方面に就いて觀察しようと思ふ。

##### 1. 政府の對策

政府は大正九年十一月、農商務省に設置した小作制度調査會に特別委員會を開いて、種々なる小作對策に就いて調査審議を爲さしめた。該調査會の經過及び事業に就いては、後既に叙述を試みようと思ふが、其他に就て、政府が執つた對策及び行つた施設を擧ぐるならば、次の如きものがある。

農會法の制定  
農商務技手の各地小作爭議實地調査  
農商務省の小作保險法案準備  
農商務省の全國小作慣行調査  
農商務省の自作農創成案と遞信省の自作農創成低資貸付

内務省の小作法及小作爭議調停委員制度の起案

以下、右の中、主要なるものに就いて其の梗概を述べることにする。

官廳、政黨、公私團體及び當面の關係に立つ地主側のこれに對する方策は焦燥の氣に満ちたものであつた。然して此の全日本の大きな問題に對して、隻手決河を支へん休會して居たが、いよいよ二月より特別委員會を開き、其の事業を再始することゝ成つた。今、其他の經過を摘記すれば、

第六回特別委員會（二月六、七、八の三日間）—農相官邸に開會

一第三回國際勞動會議の經過報告

一最近全國小作爭議狀況報告

一同調查會幹部立案の小作法案及び小作組合法制定要旨に關する審議（審議未了）

第七回特別委員會（五月六、十一の二日間）—農相官邸に開會

一農家經濟調查結果報告

一同會委員立案の小作保險法案及び小作保險特別會計法案の説明

第八回特別委員會（六月二十八—三十日、三日間）—農商務省商品陳列館に開會

一小作爭議調停案の審議

第九回特別委員會（九月十八日）—農商務省會議室に開會

一小作爭議調停法案の審議

一委員總會附議事項打合せ

第二回總會（九月十九日—廿一日、三日間）

農商務省會議室に開會

一小作爭議調停案の審議（原案可決）

第十回特別委員會（十月廿五、廿六日、二日間）

農相官邸に開會

一自作農維持獎勵に關する件審議

一永小作に關する件審議

尙ほ左の總會で確定し又は委員會に提出

された小作調停法案、小作保險法案及び自

作農創定原案を左に掲げよう。

a 小作争議調停法案

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付争議ヲ生シタルトキハ當事者ハ争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ其ノ土地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得得

第二條 前條ノ調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滞ナク之ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ハ郡長ニ郡長ハ町村長ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ市町村長又ハ郡長ハ意見ヲ附スルヲ得

争議數箇市町村又ハ數郡ニ亘ル場合ニ於テ市町村長又ハ郡長第一項ノ送付ヲ爲シタルトキハ其ノ旨關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第三條 爭議ノ當事者ハ第一條ニ定メタル調停ノ申立ニ代へ直接第一條ノ地方裁判所ニ對シテ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第五條 調停ノ申立アリタルトキハ當事者ハ申立ニ付争議ノ目的タル調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第六條 異議數箇市町村又ハ數郡ニ亘ル場合ニ於テ市町村長又ハ郡長第一項ノ送付ヲ爲シタルトキハ其ノ旨關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第七條 異議數箇市町村又ハ數郡ニ亘ル場合ニ於テ市町村長又ハ郡長第一項ノ送付ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第八條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟力繫屬スルトキハ調停終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第九條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ裁判所他ニ適當ナル者アリト認ムルトキハ先ツ之ヲシテ勸解ヲ爲サシムル事ヲ得

第十條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ組織ス

第十一條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫シメ地方裁判所長之ヲ指定ス

第五條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭ヲ以テ調停ノ申立ヲ爲シタル者又ハ争議調停ニ適當ナル者ノ中ヨリ調停

ル場合ニ於テハ市町村吏員・郡書記又ハ地方裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第六條 異議ノ目的タル土地數個ノ地方裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所相當ト認ムルトキハ

決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管理地方裁判所ニ移送スルコトヲ得

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ關係市町村長及郡長ニ對シ其旨通スルコトヲ要ス

第七條 異議者義務ノ回避其他ノ不當ノ目的ヲ以テ濫リニ調停ノ申立ヲ爲セリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ裁判所ハ之ヲ關係市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第十五條 調停委員會ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ理由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス正當ノ事由ナクシテ出頭セサル者ハ五十圓以下ノ科料ニ處ス

第十六條 異議者多數ナル場合ニ於テ裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ當事者ノ全部又ハ一部ニ對シ出頭スヘキ總代ノ選定ヲ命スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタル總代ノ全部又ハ一部當事者ヲ代表スルニ適當ナラスト認ムルトキハ裁判所又ハ調停委員會ハ之ニ代ルヘキ總代ノ選定ヲ命スルコトヲ得

第十七條 總代ハ其ノ代表スル當事者ノ爲ニ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス總代數人アルトキハ共同シテ前項ノ權限ヲ行フ

第十八條 調停委員會ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムル爲メ之ヲ呼出ス

コトヲ得

前項ニ依リ呼出サレタル者參加ヲ承諾シタル  
トキハ之ヲ當事者トス

**第十九條** 當事者總代及前條ノ規定ニ依リ呼出  
チ受ケタル者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ  
已ムチ得サル事由アルトキハ代理人ヲシテ出  
頭セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ調停委員  
會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス調停委員會ハ何  
時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

**第二十條** 調停委員會ハ調停ノ爲必要ト認ムル處  
分ヲ命スルコトヲ得

**第二十一條** 調停委員會ハ當事者又ハ總代ノ陳述  
ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調査爲スコ  
トヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調査爲サシ  
メ又ハ之ヲ裁判所ニ嘱託スルコトヲ得

證據調査ハ民事訴訟法ヲ準用ス證人及鑑定人  
ノ受クヘキ旅費日當及止宿料ニ付テハ民事訴  
訟費用法ヲ準用ス

**第二十二條** 費用ヲ要スル行爲ニ付テハ當事者ノ  
一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムル  
コトヲ得

**第二十三條** 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半  
數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任  
ノ決スル所ニヨル

**第二十四條** 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス評  
議ノ顛末並調停主任及調停委員ノ意見及多少  
ノ數ニ付テハ嚴ニ秘密ヲ守ルコトヲ要ス

調停委員會前項ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏シ  
タルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第二十五條** 當事者ノ請求アリタルトキ又必要ア  
リト認ムルトキハ調停委員會ハ關係市町村長

郡長小作理事官及其ノ他適當ト認ムル者ニ對  
シ意見ヲ求ムルコトヲ得

**第二十六條** 小作理事官ハ調停ノ期日ニ出席シ又  
ハ意見ヲ陳フルコトヲ得

**第二十七條** 小作理事官ハ調停ノ爲必要ナルトキ  
ハ書類ノ提出ヲ命シ又ハ小作地ニ臨檢スルコ  
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘ  
シ

**第二十八條** 正當ノ理由ナクシテ小作理事官ノ職  
務執行ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨ケタル者又ハ訊問  
ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ

タル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
タルラ以テ前項ノ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁  
判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

**第二十九條** 申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ  
以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ前項ノ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁  
判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

**第三十條** 調停委員會第七條第一項ニ規定スル  
事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サルコト  
ヲ得

**第三十一條** 調停成リタルトキ又ハ第三條ノ規  
定ニ依リ當事者又ハ總代カ調停ニ同意シタル  
モノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任

ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコト  
ヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコ  
トヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代  
ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

**第三十二條** 裁判所ハ調停カ著シク公平ナラスト  
ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコト  
ヲ得ス

**第三十三條** 調停ハ裁判所ノ認可決定アリタルト  
キハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

**第三十四條** 調停終了シタルトキハ調停主任ハ關  
係市町村郡長及小作理事官ニ對シ其ノ顛末ヲ  
通知スルコトヲ要ス

ルコトヲ得

當事者又ハ總代カ異議ヲ述ヘタルトキハ調停  
委員會ハ其ノ旨ヲ相手方に通知スルコトヲ要  
ス

**第三十五條** 調停成ラサルトキハ調停委員會ハ  
適當ト認ムル調停條項ヲ定メ其調書ノ正本ヲ

當事者若シ總代アルトキハ總代ニ送付スルコ  
トヲ要ス當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付  
トヲ受ケタル後一月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘ

タルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス  
調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長ス

第廿八條 調停主任必要ト認ムルトキハ調停ノ  
経過ヲ公表スルコトヲ得

第廿九條 當事者總代又ハ利害關係人ハ手數料  
ヲ納付シテ記録ノ閲覽若クハ謄寫又ハ其ノ正  
本謄本抄本若クハ事件ニ關スル證明書ノ附與  
ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者又  
ハ總代力事件ノ繫屬中記録ノ閲覽又ハ謄寫ヲ  
爲ス場合ニ於テハ手數料ヲ納付スルコトヲ要  
セス

第四十條 調停委員及第九條但書ニ依リ勸解ヲ  
爲シタル者ニハ旅費日當及止宿料ヲ給ス

第四十一條 第三十九條ノ手數料及前條ノ旅費  
日當止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 本法中郡長及郡書記ニ關スル規定  
ハ北海道ニ於テハ支廳長及北海道屬島司ヲ置  
キタル島嶼ニ於テハ島司及島廳書記ニ之ヲ適  
用ス

本法中町村長及町村委員ニ關スル規定ハ町村  
制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村長及町村吏員  
ニ準スルモノニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

b 小作保險法案(要項)

(一) 總 則

一小作保險ハ政府之ヲ管掌ス

二 小作保險ニ於テハ被保險者力故窓又ハ過失  
ニ因ラスシテ收穫ノ減少ヲ來シタル場合ニ保險  
給付ヲナシ其ノ對償タル保險料ハ國家地主及被  
保險者ニ於テ分擔スルモノトス

三 小作保險ノ保険給付及保險料ハ平年收穫量

ニ基キ政府之ヲ量定ス

四 保險給付及保險料ニ關シテハ勅令ヲ以テ之  
ヲ定ム但シ保險料ハ被保險者ノ小作收得額ノ百  
分ノ三ヲ越ユルコトヲ得ス

五 小作保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス  
六 小作保險事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ム  
ル所ニヨリ無料トナスコトヲ得

(二) 保險ノ範圍  
一 耕作ヲ目的トスル永小作者及土地ノ貸借者  
ハ本法ニヨリ被保險者タルヘキモノトス  
二 耕作ヲ目的トスル永小作及土地ノ貸借者  
地主ノ承諾ヲ得テ其ノ權利ヲ他人ニ譲渡若クハ  
轉貸シタル場合其ノ譲受人及轉借人ハ被保險者  
タリシ前者ノ權利義務ヲ繼承ス相續ノ場合亦同  
シ

三 被保險者ハ左記各號ノ一二該當スル場合ニ  
於テハ被保險者タル資格ヲ失フ  
イ 被保險者力耕作ヲ目的トスル永小作者及  
土地ノ貸借者タル資格ヲ失ヒタル時  
ロ 被保險者力引續キ二年間小作料ヲ滯納シ  
又其ノ滯納額力一年分ノ小作料額以上ニ達シ  
タルトキ

四 滯納小作料ニ對シ地主ハ被保險者カ受クル  
保險給付ノ上ニ先取特權ヲ有スルモノトス

(四) 保險料

一 保險料ハ國庫、地主及被保險者各三分ノ一  
ヲ負擔ス

二 地主ハ命令ノ定ムル所ニヨリ自己ノ負擔ス  
ヘキ保險料ト共ニ被保險者ノ負擔スヘキ保險料  
ノ立替拂込ヲナスコトヲ得

三 被保險者カ六年以上繼續シテ保險料ノ拂込  
チナシ其ノ間保險給付ヲ受ケタルコトナカリシ  
トキハ被保險者ハ掛金ニ相當スル金額一時割  
損ヲ受クルコトヲ得滯納小作料ニ對シ地主ハ被保  
險者ノ受クル割戻金ノ上ニ先取特權ヲ有スルモ  
ノトス

四 被保險者カ其ノ小作地ヲ購入シ新ニ自作農  
トナリ其ノ間保險給付ヲ受クルコトナカリシト  
キハ掛金ニ相當スル金額ノ一時割戻ヲ受クルコ  
トヲ得

定ムル所ニヨリ地主ヨリ保險官署ニ届出ヲナ  
スヘシ

(三) 保險給付

一 被保險者カ故意又ハ過失ニ因ラスシテ收穫  
量力其ノ平年收穫量ニ達セサル場合ハ平年收穫  
量ヲ限度トシテ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ保  
險給付トシテ受クルモノトス  
二 保險給付ヲ受クヘキモノ一年間請求ヲナサ  
、ルトキハ請求權ハ時効ニヨリ消滅ス

三 保險給付ノ請求權ハ譲渡又ハ差押ノ目的タ  
ルコトヲ得ス

四 滯納小作料ニ對シ地主ハ被保險者カ受クル  
保險給付ノ上ニ先取特權ヲ有スルモノトス

(四) 保險料

一 保險料ハ國庫、地主及被保險者各三分ノ一  
ヲ負擔ス

二 地主ハ命令ノ定ムル所ニヨリ自己ノ負擔ス  
ヘキ保險料ト共ニ被保險者ノ負擔スヘキ保險料  
ノ立替拂込ヲナスコトヲ得

三 被保險者カ六年以上繼續シテ保險料ノ拂込  
チナシ其ノ間保險給付ヲ受ケタルコトナカリシ  
トキハ被保險者ハ掛金ニ相當スル金額一時割  
損ヲ受クルコトヲ得滯納小作料ニ對シ地主ハ被保  
險者ノ受クル割戻金ノ上ニ先取特權ヲ有スルモ  
ノトス

四 被保險者カ其ノ小作地ヲ購入シ新ニ自作農  
トナリ其ノ間保險給付ヲ受クルコトナカリシト  
キハ掛金ニ相當スル金額ノ一時割戻ヲ受クルコ  
トヲ得

(五) 審査機關

一小作保険ニ關スル平年收穫量ノ決定其ノ他  
重要ナル事項ヲ審査セシムル爲メ小作保険委員  
會ヲ置ク

二 小作保険委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

三 本法ニ基キテ發スル命令ハ小作保険委員會  
ノ審議ヲ經ルヲ要ス

c 小作保険特別會計法案(要項)

一小作保険ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其  
ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

二 本會計ニ於テハ地主及被保險者ノ保險料額  
毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入  
ル、國庫ノ負擔タルヘキ保險料額積立金ヨリ生  
スル收入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險  
給付トシナ支給セラル、一定金額掛金ニ相當ス  
ル割戻金額及経費並事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ  
以テ其ノ歲出トス

三 本會計ニ於ケル歲入總額ニ超過スル金額ハ  
之ヲ積立ツヘシ本會計ノ歲計ノ不足アルトキハ  
積立金又ハ一般會計ヨリ之ヲ補足スヘシ

四 政府ハ毎年本會計ノ歲出ノ豫算ヲ調製シ歲  
出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

五 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル  
規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## d 自作農創定事業案(要項)

一 自作農地設定面積ハ一箇年一萬一千九百町  
歩ニシテ二百三十六年目ニ二百八十萬八千四百  
町歩ニ及フ

一 右所要資金ハ政府ヨリ貸付ケ最初三箇年間  
ハ利子ノミヲ支拂ハシメ四年目ヨリ三十箇年間

ニテ年賦償還セシム利率ハ年三歩トル場合ハ  
田一反歩ノ購買者ノ支拂フヘキ年賦償還金ハ三  
十五圓七十錢五步トル時ハ四十五圓五十錢ト  
ナル

一 政府ノ右事業ニ要スル資金ハ租稅及ヒ公債  
ニ依ルモノトス土地購入者ヘノ貸付金利率ヲ年  
三歩トル場合ハ四億七百八十萬圓ヲ要シ三十  
箇年間ニテ支出スルモノトスレハ一箇年三千二  
百萬圓ヲ要ス又利率ヲ五歩トル場合ハ二億一  
千自七十萬圓ヲ要シ三十箇年間ニテ支出スル  
モノトスレハ一箇年一千六百七十萬圓ヲ要ス  
一ヶ年二萬八千二百五十町歩ヲ創定スルモ  
ノトスレハ百箇年ニシテ二百八十二萬五千町歩  
ヲ自作農地ト爲スコトヲ得此ノ場合ニハ事業資  
金トシテ九億七千八百萬圓ヲ要シ卅箇年ニテ支  
出スルトセハ一箇年ニ七千六百八十萬圓ツ、ヲ  
支出スルコトヲ要ス(利率五歩ノ計算)若シ創  
定面積ヲ漸次増加スル時ハ同額ノ資金ニ依リ右  
一年限ヨリモ短年月ニテ設定スルコトヲ得  
一 自作農地ニ對シテハ地租ヲ免除スルモノト  
シテノ調査左ノ通り

地租免除見積表

| 免租地面積      | 減稅額              |
|------------|------------------|
| 所有耕地五反未滿免除 | 空〇、〇四            |
| 所有耕地中五反迄免除 | 一、八三、三五 元、二八〇、七三 |
| 所有耕地一町未滿免除 | 一、九一、三七 一、四八三    |
| 同一町迄免除     | 二、六七、五三 二、七〇、七〇  |
| 所有耕地三町未滿免除 | 三、九三、六八 三、七〇、七〇  |
| 所有耕地中三町迄免除 | 四〇、七〇 三〇、六三      |
| 所有耕地全部免除   | 二、七〇、六〇          |

|            | 附加稅額  | 地租ト<br>ノ合計<br>千円                  |
|------------|-------|-----------------------------------|
| 所有耕地五反未滿免除 | 七、四八  | 三、九三                              |
| 所有耕地中五反迄免除 | 三、二八〇 | 四、五六一                             |
| 所有耕地一町未滿免除 | 一六、七七 | 三、三二                              |
| 所有耕地三町未滿免除 | 三三、六九 | 六〇、八七                             |
| 所有耕地中三町迄免除 | 四七、〇六 | 八一、七九八                            |
| 所有耕地全部免除   | 三五、九八 | 六六、〇三                             |
| 自作農地免除ノ場合  | 一六、〇六 | マタ地租免除ニ伴ヒ府縣稅町村稅等ノ附加稅ハ<br>左ノ通り輕減サル |

附加稅額見積表

二月十日政府より衆議院に提出したる農  
會法案は二十一日同院に於て可決せられ、  
更に同月二十五日貴族院に上程、三月二十  
日同院に於て可決された。それによれば農  
會の目的及び事業は左の如くである。

農會法第一條 農會は農業の改良發達を圖る  
を以て目的とす

同法第三條 農會は其の目的を達する爲左の  
事業を行ふ

一 農業の指導獎勵に關する施設

二 農業に從事する者の福利增進に關する  
施設

三 農業に關する研究及調查

四 農業に關する紛議の調停又は仲裁  
五 其の他農業の改良發達を圖るに必要な

而して右の第二條第四項によつて小作爭  
議を調停し又は仲裁することが農會の一

職分となつたのである。因に此農會法は四  
月十一日を以て公布せられた。

ハ 農商務省小作慣行調査(要項)

農商務省が小作制度調査委員會の決議  
に基き、各府縣の農務課をして調査せしめ  
た小作慣行調査の項目の大要は左の如く  
である。

一 小作契約の中、口約束に依つたものと小  
作證書に依つたものとの割合並その傾向如  
何

二 小作契約の期間並保證人、敷金又は保證  
金徵收の有無

三 現在の小作料は何を標準として定めたが  
に對する凡ての割合

四 納期、納入の場所、納入の際地主から供  
する慰勞米又は金品、酒食等の有無

五 滯納利息徵收の有無並之の利率等

六 耕地整理が小作慣行に及ぼした影響

七 奨勵米及び罰米の等級別分量等

八 小作契約の登記及び小作地に對する制限

九 永小作登記の有無及一般に普通小作と異

る點

十 小作に關する慣行の改善を要する點

ニ 遷信省の自治農創設資金貸付

遷信省にて簡易保險積立金の運用として、

第二回の貸付を十月三十日決定して發表した。

其貸付金額三百四十七萬九千圓中、百七十二萬  
四千圓(四九・六%)を自作農創設維持資金てふ

新規貸付種目に加へたのである。

遞信省に於て貸出の目的として居るのは、

一 現に耕作に從事する者に對し自作の目的  
を以てする一町歩以内の土地購入資金但從來  
土地を所有するときは之を併せ一町歩を超  
ざるものなるを要す

二 一町歩以内の土地を所有する自作者に對  
し右土地購入の爲借入れたる高利債借替資金

として廿五年以内の年賦償還方法に依り四分八  
厘の利率を以し貸付くることとなつて居るので  
ある。

ホ 農業倉庫資金への貸付と農業倉庫現  
況

遞信省は簡易保險積立金運用に際し、其の第  
一回貸付にては二萬圓、第二回貸付にては九萬  
三千圓、計十一萬三千圓(貸付全額の一・二%)  
を農業倉庫資金に計上した。尙ほ農業倉庫の現

況を示せば左の如くである。

(大正十一年八月末)  
(現在農商務省調査)

| 主體の種類  | 本年八月                       |                            | 前年同月  |
|--------|----------------------------|----------------------------|-------|
|        | 現在數                        | 本年八月                       |       |
| 産業組合   | 一、一一七                      | 八二七                        | 五四    |
| 縣郡町村農會 | 六九                         | 五二                         | 一二    |
| 公益法人   | 五三                         | 九四五                        | 一三    |
| 町 合    | 一、二五二                      | 九四五                        | 一三    |
| 計      | 二、八〇九                      | 二、二四六                      | 一三    |
| 二 總株數  | 一、二五二                      | 九四五                        | 一三    |
| 三 總建坪  | 二、八〇九                      | 二、二四六                      | 一三    |
| 四 總收容力 | 九四、七〇二、六〇五                 | 七四、八六四、四一〇                 | 一、二五二 |
| イ 玄米   | 七、四七三、七八六 <small>俵</small> | 六、〇四九、二三八 <small>俵</small> | 一、二五二 |
| ロ 蘭    | 三三八、〇二〇 <small>貫</small>   | 一四五、二〇〇 <small>貫</small>   | 一、二五二 |
| 北海道    | 三、九五五、〇〇                   | 三五九、一三五                    | 一、二五二 |
| 滋賀     | 三、八四五、六九                   | 二〇二、七二五                    | 一、二五二 |
| 長野     | 二、七三四、五〇                   | 三〇、五〇〇                     | 一、二五二 |
| 山形     | 三、一三五、五五                   | 一五八、六六〇                    | 一、二五二 |
| 秋田     | 二、二九七、二五                   | 三二四、七二〇                    | 一、二五二 |
| 富山     | 三、五九一、八六                   | 三八、〇〇〇                     | 一、二五二 |
| 鳥取     | 三、七九二、八〇                   | 二三三、五九四                    | 一、二五二 |
|        |                            | 一〇一、八〇〇                    | 一、二五二 |

|            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 岡山         | 三、三〇三、三一  | 二四三、九七六 |
| 香川         | 六、一一四、〇八  | 四〇〇、〇〇〇 |
| 愛媛         | 三、三二四、一二  | 五六五、四四八 |
| 熊福         | 二、八一七、九五  | 二八三、七三〇 |
| 本          | 一六、八五四、二〇 | 二四五、四六五 |
|            | 一、三九九、九二三 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 2          |           |         |
| 各府縣及市町村團體の |           |         |

對策及施設

小作問題に關しては、大正十一年は各府縣とも忙がしい一年を暮したのであつて、其の對策と施設に狂奔した様が窺はれる。農商務省と内務省との小作爭議及び小作慣行に關する調査に直接刺戟されて、各府縣が夫れに對する調査に従つたことは云ふまでも無いが、今、該調査以外に各府縣が行つた對策及び施設の主なるものを擧ぐれば、次の如くである。

兵庫縣明石市の農事協調會創立協議  
島根縣の小作問題調査機關設置計畫  
栃木縣足利郡役所の土地分譲獎勵  
大阪府の自作農創成計畫

静岡縣濱松稅務署の小作田租全免  
神奈川縣各郡市農事主任會議の小作爭議對策

|                      |     |                         |
|----------------------|-----|-------------------------|
| 滋賀縣の優良小作表彰           | 三月  | 岡山縣員庭郡勝山町の小作品評會並に小作人表彰式 |
| 群馬縣勢多郡の農事改良組合獎勵      | 四月  | 和歌山縣の信用組合自作農獎勵規程        |
| 和歌山縣の信用組合自作農獎勵規程     | 五月  | 岐阜縣の自作農獎勵金増額計畫          |
| 岐阜縣の自作農獎勵金増額計畫       | 六月  | 島根縣の自作農獎勵               |
| 島根縣の自作農獎勵            | 七月  | 兵庫縣農務課の農事協調會組織計畫        |
| 兵庫縣農務課の農事協調會組織計畫     | 八月  | 和歌山縣當局の小作爭議對策協議         |
| 和歌山縣當局の小作爭議對策協議      | 九月  | 群馬縣に於る農事組合の設置           |
| 群馬縣に於る農事組合の設置        | 十月  | 栃木縣の農村餘剩勞力調查            |
| 栃木縣の農村餘剩勞力調查         | 十一月 | 岡山縣當局の小作對策研究            |
| 岡山縣當局の小作對策研究         | 十二月 | 和歌山縣當局の小作爭議に關する通牒       |
| 和歌山縣當局の小作爭議に關する通牒    | 一月  | 大阪府の農業用機械購入計畫           |
| 大阪府の農業用機械購入計畫        | 二月  | 大阪府の自作農獎勵計畫と土地改良獎勵      |
| 大阪府の自作農獎勵計畫と土地改良獎勵   | 三月  | 福岡縣京都郡行橋町 大橋區の農業委員制度    |
| 福岡縣京都郡行橋町 大橋區の農業委員制度 | 四月  | 大阪府南河内郡長の農事振興會設立        |
| 大阪府南河内郡長の農事振興會設立     | 五月  | 福岡縣京都郡行橋町 大橋區の農業委員制度    |
| 福岡縣京都郡行橋町 大橋區の農業委員制度 | 六月  | 大阪府北河内郡菅原村の農事協調會組織      |
| 大阪府北河内郡菅原村の農事協調會組織   | 七月  | 大阪府中河内郡の地主小作協調會創設獎勵     |
| 大阪府中河内郡の地主小作協調會創設獎勵  | 八月  | 兵庫縣明石郡伊川谷村の自作農獎勵        |
| 兵庫縣明石郡伊川谷村の自作農獎勵     | 九月  | 島根縣の自作農獎勵計畫             |
| 島根縣の自作農獎勵計畫          | 十月  | 大阪府の小作爭議調查機關設置計畫        |
| 大阪府の小作爭議調查機關設置計畫     | 十一月 | 大阪府北河内郡菅原村の農事協調會組織      |
| 大阪府北河内郡菅原村の農事協調會組織   | 十二月 | 大阪府中河内郡の地主小作協調會創設獎勵     |
| 大阪府中河内郡の地主小作協調會創設獎勵  | 一月  | 兵庫縣明石郡伊川谷村の自作農獎勵        |
| 兵庫縣明石郡伊川谷村の自作農獎勵     | 二月  | 長野縣各都市農業技術員會議の小作對策協議    |
| 長野縣各都市農業技術員會議の小作對策協議 | 三月  | 長野縣各都市農業技術員會議の小作對策協議    |
| 長野縣各都市農業技術員會議の小作對策協議 | 四月  | 兵庫縣農務課の自作農創成計畫          |
| 兵庫縣農務課の自作農創成計畫       | 五月  | 愛知縣產業部の自作農創成計畫          |
| 愛知縣產業部の自作農創成計畫       | 六月  | 大阪府產業部の土地利用組合組織獎勵       |
| 大阪府產業部の土地利用組合組織獎勵    | 七月  | 長野縣社會課の小作爭議解決方法調查       |
| 長野縣社會課の小作爭議解決方法調查    | 八月  | 靜岡縣產業課の小作爭議解決法          |
| 靜岡縣產業課の小作爭議解決法       | 九月  | 愛知縣愛知郡の農政俱樂部組織          |
| 愛知縣愛知郡の農政俱樂部組織       | 十月  | 熊本縣的小作慣行改善方策            |
| 熊本縣的小作慣行改善方策         | 十一月 | 岡山縣的地主小作協調會組織計畫         |
| 岡山縣的地主小作協調會組織計畫      | 十二月 | 大阪府の農村振興保險實施計畫          |
| 大阪府の農村振興保險實施計畫       | 一月  | 兵庫縣農務課的小作問題研究會設置計畫      |
| 兵庫縣農務課的小作問題研究會設置計畫   | 二月  | 今、右の中特に注意すべきものを選び、      |
| 今、右の中特に注意すべきものを選び、   | 三月  | 左に之が概要を叙述しよう。           |
| 左に之が概要を叙述しよう。        | 四月  | イ 和歌山縣信用組合自作農獎勵規程       |
| イ 和歌山縣信用組合自作農獎勵規程    | 五月  | 和歌山當局は小作爭議の頻發と自作農漸      |
| 和歌山當局は小作爭議の頻發と自作農漸   | 六月  | を防ぐ爲め)                  |
| を防ぐ爲め)               | 七月  | 富山縣主催地主協議會に於る小農保護策協議    |
| 富山縣主催地主協議會に於る小農保護策協議 | 八月  | 香川縣警察罰令の一部改正（小作爭議の悪化    |
| 香川縣警察罰令の一部改正（小作爭議の悪化 | 九月  | を防ぐ爲め）                  |

減の傾向に對し自作農の維持及び創設を急務とし、而して之れが遂行機關としては信用組合を適當と認め、三月初旬信用組合自作農獎勵規程なるものを設け各郡市に通牒したが、同規程の要綱は左の如くである。

一本組合は組合員にして土地を購入し又は買戻權附の土地を受戻して之れを自作せんとする者に對し其土地買入資金の特別貸付又は購入斡旋をなすものとす

一 貸付又は斡旋を受けんとする者は左の資格を具備するを要す

イ 勤勉誠實にして貯蓄心あること

ロ 農業を以て主業とし、現に五段歩以上

ハ 所有耕地八段歩以下なること

一 貸付又は斡旋は次の制限内とす

イ 貸付金額は購入代金の三分の一とす

ロ 購入土地及び從來所有せる耕地合せて

八段歩以内  
一 貸付は十箇年以内の年賦償還の方法に依る

ロ 岡山縣當局の小作對策研究

岡山縣當局は小作爭議の對策を講究する爲め五月四日縣廳内に社會課、高等課、保安課、國勢課勸業課及び縣農會主任を集め種々協議したる結果、各方面に調査の必

要あることを認めたので、五月十四日各郡市農會、村農會、產業組合、社會事業協會等に對し左記要項の答申を爲すべく夫々通牒を發した。

一 地主小作問題解決に關し將來採るべき方針並に施設すべき事業計畫

一 自作農創成並に小農保護に關し將來採るべき方針並に施設すべき事業計畫

一 小作爭議解決の事例  
一 地主小作の組合協調會を組織せるものあらば、其規約並に活動の状況及び之れが一般農村問題に及ぼせる影響

一 答案は二十五日限り當廳到着のこと

而して右諮詢案に對し、折柄開催中の市郡勸業主任會議は十九日午前十時より委員を設けて審議したる結果、左の如き答申案を決定した。

△國家の施設に對する希望

農業保護の政策を講ぜられたきこと

(イ) 農家の負擔を輕減するの方法を講ぜられたきこと(義務教育費の補助を増加せられたきこと)、(ロ) 自作農造成並に小農保護の方法を講ぜられたきこと、地租は累進率を設けられたきこと(地租は累進率を設けられたきこと)、(ハ) 米麥價格の安定を期す

するの方法を講ぜられたきこと、(二) 農用器具機械輸入關稅を免ぜられたきこと

△縣、郡、町村の採るべき方策  
縣、郡、町村は各級農會、產業組合等と協力して左記目的を遂行すること

(一) 農家の經濟を豊富ならしむること

(イ) 農業倉庫の發達並に之れが利用を圖ること、(ロ) 地主の自覺を促し小作保護の施設を講ぜしむること、(ハ) 農業經營の改善を圖り、米麥作の增收を期することを圖ること、(三) 共同購買販賣並に共同耕作の發達を圖ること、(ホ) 農業者を善導し眞面目に農事に從事せしむること、(ヘ) 深草地の増加改善を圖ること

(二) 地主小作協調の機關を作ること

(イ) 地主小作協調會を設置すること(系統的に設置すること)(地主小作問題の研究、紛擾の解決、小作料の調査を爲すこと、農場の整理、納米期の調査を爲すこと、相互貯蓄組合を組織すること)

(三) 地主はなるべく農業耕作に從事すること  
(四) 縣社會課の活動を促すこと

(五) 縿は農村思想の善導をなすこと

ハ 岐阜縣の自作農獎勵資金貸付實施

岐阜縣に於ては縣事業として自作農の増加を獎勵する爲め、同縣罹災救助資金中より五十萬圓を借入れて自作農獎勵貸付資金と爲し、尙簡易保險積立金中より五十萬

圓の配給を申請し、左記規則により九月一日より之れを實施することとなつた。

#### 岐阜縣自作農獎勵貸付規則

第一條 自作農ノ增加ヲ獎勵スル爲メ市町村又ハ產業組合ニ對シ本則ニ依リ資金ノ貸付ヲ爲ス

第二條 資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ自作耕地ニ供セントスル者又ハ自己ノ農業經營ニ必要ナル宅地若クハ宅地ニ供セントスル土地ノ購買資金トシテ貸付スルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

一 自己及家族ノ所有スル耕地又ハ宅地ト、購買セントスル土地トヲ合セ、耕地若クハ耕地ニ供セントスル土地ニアリテハ五反步以上、宅地又ハ宅地ニ供セントスル土地ニアリテハ一反歩以上ヲ所有セサルコト

二 農業ニ從事シ勤勉ニシテ信用確實ナルコト

第三條 償還方法及利息ハ別ニ之ヲ公示ス  
第四條 以下略

而して右の第三條に依る貸付金の償還方法及利息は左の如く公示された。

#### 一 償還方法

一 貸付ハ半箇年賦償還貸付トシ元金ト利息トヲ合セテ之ヲ計算シ、毎年三月三十一日及九月三十日ノ二回ニ同一ノ金額ヲ償還セシム

二 貸付金ノ支拂金ノ支拂命令書ヲ毎年三月

三十一日ヨリ九月二十九日マテニ受ケタル者ハ其年九月三十日マテ、又九月三十日ヨリ翌三月三十日マテニ受ケタル者ハ最近ノ三月三十一日マテヲ据置期間トシ其期間ノ利息ハ据置間終了ノ日ニ於テ償還セシム

三 貸付ハ前項ノ据置期間ヲ除キ十箇年トス但シ市町村又ハ產業組合ノ都合ニ依リ繰上償還スルヲ妨ケス

四 市町村又ハ產業組合ハ借入金及利息ヲ納入報告書ニ指定セラレタル場所ニ於テ契約書記載ノ年次表ノ通り償還スルモノトス

#### 一 利 息

一 一箇年三分トシ貸付金ノ支拂命令書ヲ受ケタル翌日ヨリ起算ス、但半年未滿ノ數ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

二 据置期間内ハ金壹圓ニ付日歩八厘五毛ノ割合トス

尙本縣の產業組合に於ても一百五十萬圓

を以て小農保護資金と爲し、之れを小農に貸付することとした。

### 3 政黨の対策

各政黨の小作対策を一臘するならば、

A 政友會 農村問題特別委員會(五月十九日)、小作問題に關する農商務省農政課長の説明聽取同 上(六月二十四日)、左記問題に就き小委員會に於て調査せしむることに決定

B 憲政會 政務調査總會(四月十日)に於ける坪井秀氏の農村問題に關する講話聽取  
政務調査總會(六月二十八日)に於る紫安會長の小作問題に關する私案の提出と修正可決、並に該問題を關係部會に於て調査することに決定  
小作爭議委員會(七月五日)、小作問題調査資料の蒐集を可決  
農商務部會(十一月九日)、小作問題に關する協議

作農獎勵—農村思想問題—農村教育問題  
—農家副業問題

農村問題小委員會(六月二十九日)—農村問題に關する資料蒐集に決す

農村問題特別委員會(七月二十八日)—農商務省農政課長より小作爭議に對する當局の方針聽取、課長より小作爭議調停法案の綱要發表

農村問題特別委員會(十一月九日)—小委員に於ける蒐集資料の内容報告、農村問題に對し緊急對策を講ずべしと黨幹部に申出づることを決議

農村問題特別委員會(十一月十七日)—井上角五郎氏の自作農地租免除に關する意見聽取

農村問題特別委員會(十一月二十四日)—農商務省農務局長の農村及び農業事情に關する說明聽取

政務調査總會(十一月二十二日)——加藤政之

助氏の「小作爭議解決自作農作成案」の提案

右の紫安新九郎氏の小作問題に關する提案を示せば、左の如し。

- 一 小作法及び地主並に小作農を指導すべき機關と仲裁裁判制度の制定
- 二 小作保險法及小作組合法の制定
- 三 地主及び小作聯合組合
- 四 金納小作制度
- 五 政府公債を發行して大地主の土地を買収し之を分割して附近の小作農に賣渡し年賦辨償の方法に依り公債を返還するの制定
- 六 前項に據らざる場合の自作農の制定
- 七 米穀供給の國營
- 八 開墾を國營又は公共團體の經營とする事
- 九 官公有地は自作希望者に分譲する事
- 十 家產法の制定
- 十一 土地兼併を防止する土地所有面積の制限
- 十二 永小作權に関する解決
- 十三 小作人對地主の分配上の利害を一致させる事
- 十四 地租全廢又は累進稅として免稅點を設くる事
- 十五 農家金融機關の改善又は創設
- 十六 農產物の販賣斡旋機關の創設
- 十七 物價調節によつて小作爭議を緩和する方策

## C 國 民 黨

農業組合法案を第四十五議會へ提出

政務調査委員會(六月二日)——小作爭議及び農村問題に對する決議並に特別委員の囁託

全國縣郡農會に對する農家經濟に關する調查資料蒐集依頼(七月十九日)

### 決 議

尙ほ右の六月二日の決議は左の如し。

今や農村は小作爭議、耕地返還、離村轉業、自作農減退、中產地主の滅亡など各種の問題續出し社會の組織を危くし更に農民の思想に動搖を來さんとせり、然るに未だ對策の以て見るべきものなし、若しそれこの現狀を放任せんか農業的一大革命を來し食糧政策を破壊し終に國家の基礎を危くするや必せり、而してこの原因は悉く農家生活の不安に由來するものと斷ぜざるべからず、政務調査局は我黨主張にかかる產業立國の一大趣旨に基き茲に農家經濟の調査を開始し更に進んで農業政策並に土地制度を確立し以て之を天下に分たんと出したる農業組合法案は左の如くである。

- 第一條 本法ニ於テ農業組合トハ小作條件ノ維持改善、組合員ノ共濟慰安、其他共同ノ利益
- 第二條 農業組合ノ名稱中ニハ農業組合ナル文字ヲ用フヘシ
- 第三條 農業組合ニ非スシテ其名稱中ニハ農業組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス
- 第四條 農業組合ノ組合員ノ共濟慰安其他共同ノ利益ヲ增進スル目的ヲ以テ事業ヲ營ム場合ニ於テハ保險業法及產業組合法及產業組合法ヲ適用セス
- 第五條 農業組合ニハ所得稅、營業稅ヲ課セス組合ノ爲ス行爲ニ付テハ登錄稅ヲ課セス組合ト組合員トノ間ノ法律行爲ニ關シテハ印紙稅ヲ課セス
- 第六條 農業組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合規約ヲ添ヘ主ナル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス  
組合規約ニ變更アリタルキ亦同シ
- 第七條 農業組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第八條 一名 称
- 第九條 地域
- 第十條 主タル事務所
- 第十一條 組合員ノ資格ニ關スル規程
- 第十二條 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規程

第七条 組合ノ總會其他ノ會議ニ關スル規程  
組合ノ代表者其他ノ役員ニ關スル規程  
組合費加入金及會計ニ關スル規程  
組合財產ノ管理ニ關スル規程  
組合規約ノ變更ニ關スル規程  
農業組合ノ登記スヘキ事項左ノ如シ  
第六條第一號乃至第四號

第二十一条 組合ノ目的タル事業ニ關スル規程  
組合規約ノ變更ニ關スル規程  
設立ノ年月日

第七條 理事ノ住所氏名  
監事ヲ置キタルトキハ其住所氏名  
監事ヲ置キタルトキハ一週間内  
前項ノ事項中變更ヲ生シタルトキハ  
ニ其登記ヲナスコトヲ要ス登記前ニ在リテハ  
其變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス  
第八條 理事及監事ハ必要アルトキニ限り組合  
員ニ非サルモノヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得ス

第九條 民法第四十條、第四十五條、第四十  
八條、第五十條、第五十二條乃至第七十條、  
第七十二條乃至第八十四條ノ規定ハ小作組合  
ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ付テハ組合規約ノ定  
ムル所ニヨリ組合員中ヨリ選舉シタル代議機  
關ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此場合ニ於テ  
ハ總會ニ關スル規定ハ之ヲ代議機關ニ準用

第十條 農業組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場  
合ニハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス  
農業組合力合併ヲ爲シタルトキハ二週間以内  
ニ於テ合併後存續スル組合ハ變更ノ登記ヲ爲  
シ又合併ニ因リテ消滅シタル組合ハ解散ノ登  
記ヲ爲シタル合併ニ因リテ設立シタル組合ハ  
ス

設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
農業組合力合併ヲ爲シタルトキハ合併後存續  
スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ  
合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承  
繼ス

第十一條 地主ハ小作人力農業組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ小作契約ヲ解除シ又ハ組合ニ加入セス若クハ組合ヨリ脱退スルコトヲ小作條件トナスコトヲ得ス

第十二條 農業組合ハ毎年一回組合ノ事業並ニ財產ノ狀況ニ關シ地方長官ニ報告ヲナシ併セテ之ヲ公告スヘシ

第十三條 農業組合ノ役員選舉又ハ決議ニシテ法令又ハ組合規約ニ違背スルトキハ地方長官ハ其取消ヲ命スルコトヲ得

第十四條 第五條ノ場合ニ於テ地方長官ハ組合規約力法令ニ違背スルト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ地方長官處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ訴願ノ提起ハ處分決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三週間以内ニ行政訴訟裁決書ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ四週間以内ハ之ヲ提起スルコトヲ得

第十六條 農業組合解散シタルトキハ他ニ特別ノ規程アル場合ノ外第五條ノ手續ニ依リ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

第十七條 農業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其目的ヲ達スル爲農業組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

組合聯合會ハ他ノ組合聯合會ニ加入スルコト  
ナ得

第十八條 農業組合又ハ農業組合聯合會力農業  
組合聯合會ニ加入シ又ハ脱退セムトスルトキ  
ハ總會ノ決議ニ依ルヘシ

第十九條 農業組合ニ關スル規定ハ農業組合聯  
合會ニ之ヲ準用ス

第二十條 第五條及第十六條ノ屆出若クハ第十  
二條ノ手續ヲナサス又ハ第十三條ノ命令ニ違  
背シタルトキハ組合ノ代表者其他ノ役員ヲ各  
五十圓以下ノ過料ニ處ス其届出又ハ手續ヲナ  
スモ實ヲ以テセサルトキ亦同シ

第二十一條 第一條ニ違反シタル者ハ五百圓  
以下ノ過料ニ處ス

第二十二條 農業組合ノ役員其職務ニ關シ賄賂  
ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキ  
ハ三年以下ノ懲役ニ處ス賄賂ノ交付提供又ハ  
約束シタル者亦同シ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ沒收ス若  
シ其全部若クハ一部ヲ沒收スルコト能ハサル  
トキハ其價格ヲ追徵ス

第二十三條 第二條第二項ノ規定ニ違反シタル  
モノハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第  
二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本法施行前ニ設立シタル農業組合ハ本法施行  
後四週間内ニ第五條ノ手續ヲナスコトヲ要ス  
農業組合ノ登記ニ付テハ產業組合法附則ヲ準

用ス

右の外、同成會に於ては六月二十一日、農村問題殊に小作問題につきて協議し、茶話會にては六月二十八日、小作問題に關し意見の交換をした。

#### 4 公私團體の對策

公團體及び私團體が小作問題に對して如何なる態度を探つたかは、興味ある問題である。夫等の團體が地主の利益を代表するか、小作人の利益を念とするかは暫く置いて問はず兎に角、左に各種團體に就きて大正十一年中に於る其の小作對策を叙べよう。

#### a 農會

帝國農會

道府縣農會役職員協議會（一月二十日—二十一日、四日間）—小作爭議に關する決議

高等農事講習會（三月）

米產費資料調査—一月の道府縣農會役職員協議會の決議に基き、七月全國一齊に行ふ

通常總會（十月二十三日、二日間）—農業者の負擔輕減に關する決議

聯合農會

關西農會聯合協議會（六月二十七、八日、二日間）—兵庫縣農會主催、關西二府十七縣農會參

加、農村救濟決議

各府縣郡市町村農會

【大阪府】—府農會の部落農會其他協調的事業の獎勵（一月）—豊能郡農會の共同耕作組合案（二月）—南河内郡農會の自治農獎勵（五月）

【兵庫縣】—縣農會の小作爭議解決策協議（一月）—有馬郡農會の農事相談所設置（四月）—縣農會の農事相談所設置決定（五月）—加古郡農會的小作爭議調查（五月）—明石市農會の農事協調會組織（五月）—縣農會的小作爭議に關する調査（六月）

【京都府】—府農會の農業改良策（一月）—紀伊郡農會の農事相談所設置（三月）

【岡山縣】—縣下都市農會長會議の小作爭議對策協議（一月）—縣農會主催地主會議の小作對策研究（二月）—縣農會の共同耕作組合規定案（三月）—縣農會の農政方針協議（四月）—縣農會的小作地返還善後策考究（五月）

【愛知縣】—幡豆郡細地村農會の小作獎勵計畫（四月）—同郡西尾町農會の農業組織改善調查會組織（六月）—額田郡農會の農業經營方法宣傳（六月）

【靜岡縣】—濱名郡農會の地主小作協調會組織（九月）

【山梨縣】—縣農會主催縣下各都市町村農會理事會の小作爭議對策研究（三月）—縣農會主催第一回農政研究會と小作對策協議（六月）

【群馬縣】—縣農會の農村問題調查委員會規程及び農村指導員設置規程の決定（六月）

【栃木縣】—下都賀郡農會主催農事懇談會（二月）—縣農會主催町村農會長並に精篤農家懇談會（三月）

【茨城縣】—縣農會主催、篤農家懇談會の小作爭議協調案（三月）—縣農會の小作問題調査（四月）

【宮城縣】—加美郡農會主催地主篤農家懇談會の小作人保護獎勵に關する事項協議

【福岡縣】—早良郡農會の小作爭議調停機關提案案（三月）—同農會の農場委員制度（四月）

【長崎縣】—縣農會の模範小作農保護事業（二月）

【高知縣】—縣農會主催縣下各郡農會長會議に

【廣島縣】—縣下郡市農會長會議の地主小作人協調方法議定（九月）—豊田郡農會主催各町村農會長會議の地主小作人協調に關する施設事項協議

【山口縣】—縣農會の共同耕作組織（四月）

【鳥取縣】—縣農會の小作地返還狀況及び小作農狀況調查（四月）

【島根縣】—飯石郡農會の主催に係る農政研究會の設置（六月）

於ける農村救済策協議(十月)

b 協調會

農業委員會設置宣傳  
小作問題調査部設置(五月)

c 農業組合產

兵庫縣飾磨郡手柄村信用販賣購買組合の小地  
主創設案(一月)

山梨縣產業組合協議會に於る小作爭議對策決  
定(一月)

和歌山縣信用組合の自作農獎勵規程作製(三  
月)

福岡縣產業組合支會の小作爭議調停解決方策  
研究(九月)

熊本縣產業組合總會の小作爭議(九月)

岐阜縣產業組合の小作保護資金貸付(九月)

d 其他の團體

靜岡縣小作協調聯合組合組織計畫(一月)  
大谷派佛教協會社會事業調査部の小作爭議調  
停案立案(三月)

廣島縣福山市義倉財團の小作施設(四月)

岐阜縣農事協會の農政調查會組織計畫(五月)

福岡農政記者俱樂部の成立(五月)

和歌山縣農政俱樂部の農村問題對策考究(五  
月)

東京に於ける佛教家中心の農村問題懇談會(五  
月)

岐阜縣農事協會總會の小作對策協議(五月)

岡山農政記者俱樂部主催全國農政記者大會

(十月)

北海道協會の土地割譲計畫(十月)

三重縣農政研究會の小作爭議調査(十月)

e 特殊機關

日本勸業銀行の全國小作料調查

日本勸業銀行の自作農特別低利貸付開始

廣島縣農工銀行の自作農特別低利貸付開始

今、左に右の中、注意すべきもの數項を  
選んで、叙述を試みようと思ふ。

イ 道府縣農會役職員協議會の小作爭議  
に關する決議

一月二十日より二十三日まで四日間、帝  
國農會事務所に於て、道府縣農會役職員協  
議會開催され種々協議されたが、就中「小  
作爭議に關する件」に就ては左の如き決議  
を見た。

一 小作法案に就ては帝國農會に於て更に研  
究せられたきこと

口 茨城縣農會主催篤農家懇談會の小作  
爭議協調案

茨城縣農會主催篤農家懇談會は三月二十  
七、二十八の兩日縣會議事堂に開催、小作  
爭議協調策としての左の數項を可決した。

一 農會は講話會其他集會の機會に於て思想  
の善導化に努めること

二 地主は益々農事に關する知識を養ひ小作

する施設を講ずること

二 農會に於ては市町村若くは適當なる區域  
に地主小作協調に關する施設を爲すことを  
獎勵すること

三 小作農をして自作農たらしむる爲め必要  
なる施設を講ずること

四 適當なる方法に依り極力地主小作の自覺  
を促すこと

五 農業に對する社會の諒解を求める農業保護  
の必要を知らしむること

六 自作農創定の目的を達する爲め右に必要  
なる事項の施設を其筋に建議すること

七 農會をして小作紛議に關する權威ある仲  
裁機關たらしむるやう農會令を改正せられ  
んことを其筋に建議すること

八 農村負擔の輕減に對し充分考慮されんこ  
とを其筋に建議すること

人に對する施設實行に關し一層適切なること

と

三 農家の經濟を順調ならしむる爲め之れが指導をなすこと

四 凶作に於ては小作料を相當減額すること

五 產業組合の活動を期待し又は相互共濟組合を組織し低利金融の途を講ずること

六 地主小作者共同して金穀貯蓄の方法を講ずること

八 山梨縣農會主催縣下各郡市町村農會

理事會の小作爭議對策

三月十、十一兩日開催されたる右會議に於て、小作爭議に關しては左の如き協定を見た。

小作問題に關し町村農會として採るべき方針

一 地主小作間の協調並に技術的方面農政講究の目的を以つて各部落を單位とする町村農會若くは之れに等しき小團體の組織を獎むること

二 町村農會に土地利用委員を設置し小作問題に就き豫め協調を保たし又争議を生じたる場合には調停の任に當らしむること組織の大要、委員總數の三分の一は地主中より、三分の一は小作人中より互選し、三分の一は學識經驗ある德望家有力者其他より町村農會長之れを推薦す

三 舊來の小作慣行並に經濟生產調査を行ふ

こと

四 田地小作料は分收法を獎ること

五 自作農獎勵の目的を以て左の事項に盡力すること

イ 大地主の了解を求め土地分壤を乞ふこと

ロ 小作人に對し道義心愛鄉心並愛土心を

一層涵養すること

ハ 産業組合の發展を期圖し資金の融通を求ること

ニ 低利資金の供給を求ること

六 農業の技術的發達を期待するの爲め縣費を以て各町村農會に技術員の派遣を請ふこと

七 地價修正並に地租減免に關し其筋に建議すること

八 産業組合の發展を期圖し資金の融通を求ること

九 田地小作料は分收法を獎ること

十 田地小作料は分收法を獎ること

十一 田地小作料は分收法を獎ること

十二 田地小作料は分收法を獎ること

十三 田地小作料は分收法を獎ること

十四 田地小作料は分收法を獎ること

十五 田地小作料は分收法を獎ること

十六 田地小作料は分收法を獎ること

十七 田地小作料は分收法を獎ること

十八 田地小作料は分收法を獎ること

十九 田地小作料は分收法を獎ること

二十 田地小作料は分收法を獎ること

二十一 田地小作料は分收法を獎ること

二十二 田地小作料は分收法を獎ること

業ノ振興ヲ企圖スルカ爲メ左ノ條項ニ據り本財團所有耕地ヲ各小作人ニ分壤ス  
第二條 分壤スヘキ耕地ノ範圍ハ本財團理事會ノ決議ニ據リ之レヲ定ム  
第三條 分壤ヲ受クヘキ小作者ノ資格標準ハ左ノ如シ  
一 戸主及ヒ家族共ニ平素能ク業務ニ勉勵シ勤儉貯蓄ノ實ヲ擧ケ鄉黨ノ信用厚キ者  
二 耕地所在ノ村内ニ居住シ永久ニ自作農タルヘキ者  
第四條 分譲スヘキ耕地ノ反別ハ一人（又ハ一家族）ニ對シ其既所有地ヲ通算シ一町歩以内トス  
第五條 耕地賣渡代金ハ買受人ノ希望ニ據リ其價額十分ノ七以内ニ限り其土地ヲ擔保トシテ一ヶ年七步以内ノ利率ニテ十五年以内ノ年賦償還ノ法ニ據リ貸與スルコトアルヘシ。但シ其買入以外ノ土地ヲ合セテ擔保ニ供スル時ハ買入價格ノ全部ヲ貸附クルコトアルヘシ  
第六條 分譲スヘキ耕地ノ價格ハ耕地所在地ノ村長及ヒ義倉土地管理者トノ合議ニテ指名スル其地方ニ於ケル土地ノ事情ニ精通シ信用アル者一人（村長ニシテ管理者ヲ兼ヌル場合ニハ二人）ニ嘱託シ其評定價格ヲ基礎トシテ義倉理事會ニ於テ之レヲ定ム  
第一條 本財團ハ小作者ヲシテ自作農ヲラシメ、其福利ヲ増進ヲ助ケルト同時ニ地方農

義倉耕田分壤規程

第一條 本財團ハ地主小作人間ノ親睦ヲ圖リ互助共存ノ實ヲ明ラカニスル一端トシテ左

ノ場合ニ於テ小作人ニ對シ金品ヲ贈呈シ慶弔ノ意ヲ表シ又ハ其不幸ヲ救濟ス  
一小作人又ハ其家族力六十歳以上ノ年賀ノ場合  
二 小作人又ハ其家族力大患ニ罹リタル場合  
三 小作人又ハ其家族力死亡シタル場合  
四 火災水害其他ノ天災不幸ニ遭遇シタル場合

**第二條 甲種農學校以上ノ學校ニ入學スル者**  
ニ對スル貸與ハ義倉貸費生規定ニ據ル  
本財團農力機(附屬農具共)ヲ購入シ之レヲ小作人ニ貸與ス、但シ小作人以外ノ農業者ニモ使用ヲ許スコトアルヘシ

### ホ 和歌山縣農政俱樂部の農村問題對策

#### 決議

和歌山縣農政俱樂部は五月十五日顧問會を開いて協議することがあつたが、更に二十八日に總會を開催して左の決議を爲し今後大々的の運動を起すと共に一面政府に對し適當なる施設の請願を爲すこととした。

- 一 政府への要望事項
  - 一 米穀法の運用を適切にし生産費に伴ふ米價の向上維持の方法を探られたきこと
  - 二 自作農保護の方法を講ぜられたきこと
  - 三 自作農增加獎勵の方法として十五年賦以上年利四朱以内の長期低利資金を潤澤に供給せられたきこと
  - 四 農事實行小組合の普及活動を促し自發的に農業の共同改良を奨むること
  - 五 産業組合、農業倉庫の普及を計り一層其活動を促すこと
  - 六 農事實行小組合の普及活動を促し自發的に農業の共同改良を奨むること
  - 七 中等農業教育就中農業補習教育又は中產以下の農業教育の振興を期すること
  - 八 町村農會の活動を促す爲め町村會技術員設置普及並に其位置安定の方法を講ずること
  - 九 農業經營方法研究の施設を爲し其範を示すこと

- 一 市郡町村又其農會ニテ受賞ノ場合ハ其半額ニ相當スル金品
- 二 縣、縣農會又ハ其他ノ官公署團體ヨリ受賞ノ場合ハ隨時之レヲ定ム  
義倉小作人子弟教養規定
- 三 小作人子弟教養規定
- 四 本財團所有地ノ小作人又ハ其家族ニシテ農事講習會又ハ乙種農學校ニ入學セントスル者ニハ書籍代又ハ旅費滞在費ヲ支給スルコトアルヘシ
- 五 詮問せられたきこと
- 六 小作法制定に就ては地方長官及帝國農會に
- 七 必ず若干の自家耕作を爲すこと
- 八 小作農に對し保證耕作を爲すこと

- 一 食糧農產物增殖方針を確立し必行要目を定め統一的に實行の徹底を期すること
- 二 自給肥料増製の必行要目を定め統一的に實行の徹底を期すること
- 三 農業勞力調節の爲め左記獎勵を爲すこと  
イ 改良農具の使用並に役蓄利用の獎勵及普及
- 四 及

#### ロ 共同作業

- 一 食糧農產物増殖方針を確立し必行要目を定め統一的に實行の徹底を期すること
- 二 動力機食與規定

a 小作人に對し耕地分壟の便を與ふること

二 農事實行組合の設立を獎めて加入すること

と

b 良種配布、農具貸與、融通金等一層小作  
者の保護獎勵方法を講ずること

### 5 地主の對策

小作問題に對して、小作人と共に直接の關係ある地主の對策は、之を各種に分つことが出来る。即ち第一は小作人を「慰撫」せんとするものであり、第二は小作人と「協調」せんとするものであり、第三は小作人に「對抗」せんとするものであり、第四は絶望して「土地放棄」を爲さんとするものであり（尤も此の中には、利益計算の爲めにするもの、小作問題の紛糾より避けんとするもの、地主たることに思想上の乖離を感じるによるもの等種々あるが）、第五は小作人の「自作農化」を望むものであり、第六は新しき小作制度を創始せんとするものである。而して今日は此等の各種の態度が參差夾雜して、我國の全地方に表現しつゝあるに接する。我々は大正十一年中に於ける以上各種の對策につき主なるものを摘錄して見よう。

a 慰撫的對策

群馬縣高崎市大地主櫻井氏の小作人慰安會

(一月)

福島縣下各地の地主の對小作人金融施設

(一月)

栃木縣下都賀郡壬生町地主小林氏の小作人

表彰(二月)

栃木縣地主會の模範小作者表彰(三月)

兵庫縣美嚢郡上淡河村地主百津氏の小作人

慰勞會(三月)

兵庫縣朝來郡粟賀村の社團法人小作者保護

獎勵會設置(四月)

栃木縣第十四回地主會總會に於る土地購入

獎勵金増額決定(四月)

滋賀縣地主會の小作獎勵米給與(六月)

滋賀縣地主懇談會の模範小作人表彰(六月)

c 對抗的對策

埼玉縣大里郡に於る豪農の機械力利用計畫

(一月)

大阪府豐能郡南豐島村地主の共同耕作計畫

(五月)

大阪府泉州郡南掃守村地主の自動耕耘機購入(五月)

静岡縣田方郡修善寺村地主の大農式輕營

(五月)

兵庫縣加古村尾上村地主の自動耕耘機使用

(五月)

静岡縣濱名郡地主の地主合同大農組合組織

(六月)

大阪府南河内郡野田村地主西田氏の鮮人勞

働者雇入(六月)

名古屋市南區惟信町地主總會の小作料引下

對抗協議(七月)

愛知縣西春日井郡豊田村大字青山の農事研

究會(返還地耕作の爲め)の組織(七月)

### d 土地放棄

靜岡縣富士郡地主松永氏の在地解放(一月)

相馬子爵の所有地賣却(一月)

香川縣下地主の所有地賣渡(三月)

甲府市若尾氏の土地分壟計畫(三月)

山口縣大地主の土地賣却傾向(六月)

北海道に於る有島武郎氏の農場放棄(七月)

岐阜縣上郡八幡町地主堀井氏の土地分壟

種の對策につき主なるものを摘錄して見よう。

## 壊(八月)

鳥取縣氣高郡正條村地主木下氏の土地分壊  
(九月)

岐阜縣下大地主連の土地分壊(九月)  
埼玉縣下地主連の在地國有運動

## e 自治農化策

大阪府泉北郡東百舌鳥村唯妙寺料地の土地  
折半無償分壊(六月)  
和歌山縣伊都郡笠田町地主稻本氏の自作農  
獎勵(六月)

## f 新小作制度の創始

九州大學助教授伊藤兆司氏の新小作制度實  
施(十月)

右の中、其れの幾何が實際に實行された  
かは明らかとし得ないのであるが、しかし  
假令計畫にもせよ、かゝる事柄が計畫され  
たと云ふ所に、社會的意味が有することを  
沒却する譯には行かない。今、左の中より  
特に注意すべき事項を抽出して、これが大  
要を述べるであらう。

## イ 静岡縣大地主松永安彦氏の土地解放

静岡縣富士郡加島村松永安彦氏は縣下第一の  
大地主として約六百名の小作人を有するが、自  
作農獎勵の主旨の下に其小作人に土地を解放す  
ることゝし、一月下旬之れを發表した。其方法

は買受希望を有する小作人と個人的に直接協議  
をなし相當時價にて契約を締結するのであつて  
その條件は、即金に非ざる者は契約の際二割以  
上の手附金を入れること、本年度の納米は全部  
小作人の收得とすること、而して今後該耕地を  
轉賣するが如き場合には一應松永氏の諒解を求  
むること等である。從つて小作人には殆んど齒  
がたゝず、買受申出は極く稀である。

## ロ 相馬子爵の所有地賣却

有島武郎氏は父祖の遺産より生ずる不勞  
所得を苦痛とし、之れが抛棄に就て考慮し  
つゝあることは豫て傳へられて居つたが、

子爵相馬孟胤氏は福島縣相馬郡中村町の所有  
地を解放して小作人等に賣却することゝし、二  
月初め借地人二百七十二名を招いて其顛末を發  
表した。それによれば賣却の土地は中村町附近  
にして、學校敷地、城跡、公園社寺等を除いて  
宅地三萬坪、畠十九町歩、田四町歩である。賣  
却の方法は小作人に優先權を與へ、その價格は  
地方名望家三名に依頼して標準を定めしめ、そ  
れを参考として決定することゝし、又資力なき  
ものには本縣農工銀行より融通せしめる。今回  
賣却するに至つた理由は第一には町の發展上町  
會議員が土地の解放を要望しつゝありしこと  
ゝ、第二は小作爭議の勃發を慮れたることであ  
つた。從つて賣却の動機も、條件も、何等小作人  
に特殊の恩恵を與ふる力のないことは明かであ  
る。

『私は親から譲られたこの農場を持ち續けて  
行く氣持が無くなつてしまつたのです。で私  
は母や弟妹に私の心を打明けた上、その了解  
を得て、この土地全部を無償で諸君の所有に  
移すことになつたのです。』

る。之れに對し中村町民は金策に窮し、その對應  
策を講ずべく『借地人會』なるものを急設し、七  
日町會議事堂に會合を催したる結果『價格は現  
在小作料の廿倍とし、四ヶ年据置き、五年目よ  
り五ヶ年賦にて償還すること』を決議し、二百  
十二名の借地人連署にて相馬家に嘆願すること  
とした。

## ハ 有島武郎氏の農場抛棄

かう申出たとて誤解をして貰ひたくないのは、この土地を諸君の頭數に分割して諸君の私有にすると云ふ意味ではないのです。諸君が合同してその土地全體を共有するやうに御願ひするのです。

……今後の諸君のこの土地に於ける生活は、諸君が組織する自由な組合といふやうな形になると思ひますが、その運用には相當の練習が必要です。……けれども是等巨細に五つた施設に關しては、札幌農科大學經濟部に依頼し、具體案を作製して貰ふことになつてゐますからそれが出來上つた時、諸君がそれを研究して適切だと思つたらそれを採用されたならかならず實際の上に便利でせう。……

## ニ 九州大學助教授伊藤兆司氏の新小作制度實施說

九州大學農學部助教授伊藤兆司氏はその所有地十數町歩を向後二十箇年間從來の小作料を約一割増とする代りに、この年限後にはその小作地を全部小作人の所有に歸せしむるの案を立て十月上旬小作人五六十名を集めてその實施を發議したことである。

## 第三 雜

### 1 農民聯盟の成立

横井時敬氏を會長とし、其の贊助人には

#### 一 農務省の獨立を期す

決 議

此等凡ての民衆の幸福上進を圖り農村繁榮の道を講じ延いて國本の確立を期するにあるのである

#### 協議事項

- 一 農務省新設の促進を図ること
- 二 農業者の公課負擔の輕減を圖ること
- 三 次回の總選舉には農業に理解ある議員を大多數選舉すること

床次竹次郎、横田千之助、武富時敏、望月小太郎、下岡忠治、武藤金吉、齋藤宇一郎、井上角五郎等の代議士を列べ、全國各地の多數實業家地主の賛成の下に成つた「農民聯盟」は十一月二十三日午後一時より、東京丸の内鐵道協會に於て發會式を擧げ、各府縣會員の集るもの約三百名、左の宣言と決議とを滿場一致で可決した。

#### 宣 言

機は既に熟して農民聯盟は組織せられた農民聯盟は全國農民の協同勢力によつて利を進め害を除き以て農業の發展と農村の繁榮とを圖るを目的とする（中略）現に今農民は世に相當の待遇を受くることが出來ず不公平にして且つ苛重なる負擔に苦み人心漸く農業に背かんとする而かも近時小作爭議の如き不詳事各地に頻出し不健全なる思想は天下に瀰漫して住民の平和を壞り農村荒廢の端將に開かれんとするの虞がある（中略）農民聯盟は敢て地主、小作、自作、勞働者などの階級を一部人士の唱ふるが如く差別的觀念に由つて觀るものでなく共存共榮自助自救の大義に原づき此等凡ての民衆の幸福上進を圖り農村繁榮の道を講じ延いて國本の確立を期するにあるのである

### 2 農政研究會主催全國農民大會

三月十四日、衆議院へ各派共同提出にて「農家負擔輕減に關する件」「農具關稅撤廢の件」「農具發明獎勵の件」の三建議案を提出した農政研究會は帝國農會と共同主催にて同十九日午後一時半より、東京丸の内鐵道協會に於て、全國農民大會を開いた。參會者五百名、宣言及び左の協議事項を可決し、實行委員を指名して、大臣及び各政黨訪問を爲さしむることとなり、翌第二日目は帝國ホテルに於て、關係各大臣、貴賓兩院議長其他を招待して實行委員より諸般の報告を爲した。

一 農民負擔の輕減を圖り農村の振興を期す  
一 衆議院議員選舉法別表を改正し市郡と郡部との公正を期す  
一 正當なる米價の維持を期す  
一 國民思想を善導し農村文化の進展を期す  
一 國民思想を善導し農村文化の進展を期す

其後、十二月十七日には宇都宮市で、下野支部の發會式を擧げた。